

令和7年第1回

おいらせ町議会定例会

予算特別委員会

会議録第2号

おいらせ町議会 令和7年予算特別委員会記録

おいらせ町議会 令和7年予算特別委員会記録第2号				
招集年月日	令和7年3月13日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和7年3月13日 午前10時00分 委員長宣告			
閉会	令和7年3月13日 午後 3時38分 委員長宣告			
出席委員	氏名		氏名	
	小向幸祐		大浦陽子	
	小笠原伸也		沢尾宏之	
	柏崎勉		佐々木勝	
	澤上訓		木村忠一	
	平野敏彦		檜山忠	
	川口弘治		西館芳信	
	吉村敏文		松林義光	
欠席委員	田中正一		日野口和子	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田隆	副町長	小向仁生
	総務課長	成田光寿	政策推進課長	田中貴重
	財政管財課長	田中淳也	まちづくり防災課長	久保田優治
	税務課長	堤雅之	町民課長	松山公士
	保健子ども課長	鈴木政康	介護福祉課長	澤頭則光
	農林水産課長	柏崎和紀	商工観光課長	柏崎勝徳
	地域整備課長	岡本啓一	会計管理者	小向正志
	病院事務長	栗嶋泰幸	教育委員会教育長	松林義一
	学務課長	福田輝雄	社会教育・体育課長	三村俊介
	選挙管理委員会委員長	田中直喜	選挙管理委員会事務局長	成田光寿
	農業委員会事務局長	柏崎和紀	監査委員	柏崎堅一
職務のため出席した者の職氏名	事務局次長	木村英樹	事務局主幹	原本愁子

発 言 者	発 言 者 の 要 旨
事務局次長 (木村英樹君)	<p>おはようございます。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では、携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定してくださるようお願いいたします。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
平野委員長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員数は14人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、直ちに予算特別委員会を開会いたします。</p> <p>なお、田中正一委員、日野口和子委員は欠席であります。</p> <p>また、農業委員会会長は、本日所用のため欠席との申出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
平野委員長	<p>本委員会に付託されました議案第35号から第41号までの7議案のうち、本日は議案第35号、令和7年度おいらせ町一般会計予算、歳出第3款から審査を行うこととなります。</p> <p>これより議事に入ります。</p>
平野委員長	<p>次に、第3款民生費から第4款衛生費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書63ページから85ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>吉村委員。</p>
吉村敏文委員	<p>第4款衛生費、これは77ページ、この中に委託料、12節委託料の中で、带状疱疹ワクチン接種、これは年齢制限があるのか、また1回につき幾ら補助するのか。带状疱疹ワクチン、私も前に受けたことがあるんですが、私、そのときは分からなかったんですけども、2種類あると、ワクチンの種類が。それがこの中ではどういう形の取扱いになるのか、その辺のところについてお尋ねいたします。</p>

平野委員長	保健子ども課長。
保健子ども課長 (鈴木政康君)	<p>それでは、委員のご質問にお答えをします。</p> <p>まず、带状疱疹ワクチンにつきましては、令和7年度から、国の方針によりまして定期接種の扱いとなりました。これに伴って、町でも定期接種ということで、接種する方への助成を予定しております。</p> <p>御質問の件でございますが、まず、対象者年齢制限になりますが、原則は65歳の方となります。ただし、令和7年度から11年度までの5年間については、65歳以外、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳というふうに5歳刻みで毎年度、対象者が変わっていきます。100歳以上の方については、令和7年度は全ての方を対象とするというふうになっております。</p> <p>また、助成額につきましては、このワクチンの種類とも関連してきますが、委員ご質問のとおり、ワクチンは2種類ございまして、不活化ワクチン、組換えワクチンというものと、生ワクチンというものがございます。生ワクチンにつきましては1回の接種で済みます。大体費用が8,800円程度、これは国の基準額で大体8,800円程度というふうに示されております。</p> <p>また、組換えワクチンにつきましては、1回の接種が約2万2,000円程度となっております。これは2回接種が必要となります。町の助成の考え方でございますが、これらについて、半額程度、2分の1程度の助成を考えております。ただし、組換えワクチンについては1万1,000円の上限、生ワクチンについては4,400円の上限ということで助成額を考えております。</p> <p>あと、過去に接種をした方については、原則、生涯で1回限りの接種ということになりますので、過去に任意で接種をしている方については対象除外というふうに、現時点では考えて想定をしております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	吉村委員。
吉村敏文委員	<p>これは5年刻みということなんですが、5年たたないと一応できないということなんですが、今の説明の中で、生ワクチンの場合だと思うんですが、私は、ワクチンは打ったんですけども、带状疱疹が出たわけなんですよね。そしてまたこれ、じゃどうするのかと、もう一回ワクチンを打ったらどうなのかなという話をしたんですけども、そういった場合は、ワクチンを打っておいても、一応発症するわけですよ、私も発症しましたから。</p>

	<p>そうしたときに、じゃもう一度受けたいんだよといった場合は、対象外ということになるわけですね。これ、予防のためにやるわけですから、100%じゃないわけですね。そうしたときに、過去にやりました、発症しました、じゃ発症しないように、またもう一回、今度は組換えワクチンでもやってみたいんだよと。生ワクチンより組換えワクチンが、効果があるんだそうです。</p> <p>私は、それが分からなくて、一応1種類だと思ってそっちだけ受けたんですが、後から発症値を聞いてみたら、いや、違うんだよと。2種類あるんだよという説明を受けて、そこで初めて分かったんですが、この部分で、どちらが効果があるのか、ないのかも含めて、やはり皆さんにやっぱり周知徹底する、周知したほうが私はいいと思うんですよ。</p> <p>私も分からないで、1種類しかないと思ってやったが、2種類がありましたということになるんで、そのことも含めて周知徹底の仕方と、あとワクチンを受けましたけれども、発症しました。じゃ、また次に発症しないように受けたいといった人は対象外ということになるわけなんですけど、何ていうのかな、理由とか、それも説明をお願いします。</p>
平野委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	<p>それではご質問にお答えをします。</p> <p>まず、周知の方法につきましては、広報の4月号で、一旦带状疱疹の周知、広報を行います。実際の対象者の方につきましては、個別に予診票を発送しまして、その中に带状疱疹の説明も含めたチラシなどを入れて、周知に努めたいと考えております。</p> <p>また、ご質問2つ目でございますが、原則は、過去に1回、任意でも接種した方は対象外になりますが、国の見解では、過去に接種をしても、その効果が減退していると医師が判断をし、町がその接種を認めれば、定期接種の対象としても構わないというふうに出ているので、今のお話からいきますと、そういった方も定期接種の対象にはなるということになります。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	吉村委員。
吉村敏文委員	<p>この中で、生ワクチンと組換えワクチンがあるわけなんですけど、これは、受ける方がどちらでもいいということに、任意になるとは思うんですが、経験者からすると、組換えワクチンが効果があるということですので、その辺のところ、町</p>

<p>平野委員長</p>	<p>ではこっちがいいよというわけにはいかないとは思いますが、やっぱりやる人に、その辺のところは分からないんですよ。生ワクチンがどんなもんなのか、組換えワクチンがどういう効果があるものか、分からないです。</p> <p>だから、私が言っているのは、その辺のところも含めて、やはり周知徹底するほうがいいんじゃないかなというふうに思うんです。せつかく受けるわけですから、これは2種類あるんだけれども、やっぱり効果があったほうがいいんじゃないですか。</p> <p>だから、これは2種類ありますよ、どちらでもいいですよ、この効果はこうですよということまでやっぱり説明していかないと、一般の方はちょっと分からない気がするんですよ。</p> <p>だから、その辺のところまで、周知するんであれば、その辺のところも含めてやったほうがいいんじゃないかなという思いですが、その辺に関してはどうでしょうか。</p> <p>保健こども課長。</p>
<p>保健こども課長 (鈴木政康君)</p>	<p>それでは、吉村委員の御質問にお答えをします。</p> <p>生ワクチンと組換えワクチンにつきましては、確かに効果がそれぞれ異なってきます。例えば、有効な期間が生ワクチンであると5年程度だとか、組換えワクチンだと10年程度、しかも、その効果の減退が長く続くという特色なども、国からも統計データ、数字で表れておりますので、今、委員のご提言というか、お話がありましたので、個別に発送する通知書の中には、そういった表現も含めて周知をしたいと考えております。</p> <p>あとは、接種する方が、どちらを選ぶかということで判断いただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>このページ63からページ85の間に、3問質問させていただきます。</p> <p>まず最初に、ページ64、3款民生費、1項社会福祉費、区分19扶助費の中に、前回にも質問したと思いますけれども、行旅死亡人等埋火葬費ですか38万5,000円が計上されていますが、これは前にも聞いたんですけれども、身元不明者の死亡に関わる扶助費と考えていますけれども、これは何人の方を想定していますか。</p>

	<p>前回聞いたときには4万5,000円が県から頂けたということで、3名分であったということでありましたけれども、それで過去5年間に該当する方は何人いたか、それを教えていただきたい。</p> <p>そして2問目として、72ページ、3款民生費、2項児童福祉費、区分18負担金、補助及び交付金の中に、川口保育園の整備費補助金2億2,900万円のそれが計上されていますけれども、これについての、その建築場所、今の場所に建築するものなのか、それとも移転するものなのか、それらを含めて教えていただければと思います。</p> <p>それから、質問の3ですけれども、ページ84、4款衛生費、3項上水道費、1目上水道費の区分18、負担金、補助及び交付金の中に、八戸圏域水道企業団負担金91万1,000円とありますけれども、ここでちょっと心配なことは、今、水道または下水道の破損によっての大きな災害的に匹敵するようなそれが起きていますけれども、この事故が発生したときには、どちらがどういう形で負担して、それを復旧させていくものか、それを教えていただければなんと、そういうふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	介護福祉課長。
介護福祉課長 (澤頭則光君)	<p>では、檜山委員の質問にお答えします。</p> <p>行旅死亡人等埋火葬費に計上している人数、あと、過去の人数の状況ということで質問がありました。</p> <p>一応、おととも説明いたしているところですが、内容は、旅行中、身元不明の遺体が発見された場合や、身寄りのない者が死亡した場合で、町の、遺体の運搬火葬を行う場合の費用について計上しております。</p> <p>こちらの予算上、計上している人数は2人分を計上しております。それと過去の人数ですが、こちら先日もちょっと触れておりましたが、正確な数字を押さえてはおりませんので、一応こちらでは過去大体3名ぐらいで推移していると、こちらでは捉えております。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	<p>それでは、檜山委員のご質問にお答えします。</p> <p>72ページの川口保育園の整備費補助金の件でございます。</p>

平野委員長	<p>まず、移転先につきましては、旧学校給食センター、百石中学校の南側になります。あそこが、今、更地になっておりますので、そちらに移転、改築をするということになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p>
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>私からは、84ページでご質問がありました八戸圏域水道企業団負担金に関連して、漏水事故が発生したときの対応についてご質問がございましたので、回答いたします。</p> <p>上水道に関しまして、漏水事故が発生したときの対応につきましては、八戸圏域水道企業団が全面的に対応することになっております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	<p>檀山委員。</p>
檀山 忠委員	<p>64ページの件での民生費については分かりました。今回、金額が多いということは、この亡くなった人の持ち……、何ていうかな、財産的なそれがないから負担率が大きくなっていると考えればいいのかなとも思います。</p> <p>それからあと、おいらせ町においても、孤独死の人がいるんだなということが、何か分かった気がするんですね。確かに、おいらせ町は住みやすいし、住んでみたいとか、そういうのでは、上位にランクしているんだけど、けども、高齢者の中には、そういう方もいるということもしっかり認識して、その人方々の生活環境をどのようにしているのか、そういうのも、しっかりと見ていただきたいし、対策もやっていただきたい。それをお願いしておきたいと思います。</p> <p>それから、川口保育園が上に上がるというのは、すばらしいことだなと、あそここの元のところに建てるとなると、津波の問題等の、それらがあって、どうなるもんだらうなど、そう思っていましたけれども、了解しました。</p> <p>それから、水道関係のそれについては、広域、企業団が皆それをやるんだということですね。了解しました。</p> <p>じゃ、民生費のところだけよろしくお願いします。</p>
平野委員長	<p>介護福祉課長。</p>
介護福祉課長	<p>予算書上、2件分しか、毎年3件しかないのに2件分しか取っていないという</p>

<p>(澤頭則光君)</p>	<p>ことですが、委員おっしゃるとおり、大体3名のうち1人ぐらいは手持ち金を持って亡くなるというケースがあります。それを充てると。手持ち金がある方については充てるという方も中にはいますので、2件分しか計上していないという形になります。</p> <p>それから、独り暮らしの人がどういう状況か、また対策をとというお話であったかと思えます。</p> <p>今、おいらせ町であるケースなんですけれども、様々ございます。町で一般的にあるケースとしては、親族の状況では、親、兄弟、子がなくて、自分一人で亡くなっているケースが多い状況です。また、子供たちがいたとしても、子供の面倒をその方が全く見てこなかったため、子から見放されて疎遠となって、親族と疎遠となって独り暮らしを続けた結果、自分で亡くなって、見つかって遺体の引取り手もないという状態のケースがよくあるケースとなっております。</p> <p>あと、体の状態なんかでいいますと、介護をちょっと受けている方であれば、介護サービスの方とかがよく訪問したりするので、そこですぐ発見され、ご家族の方にもすぐ連絡が取れるという状態の方が多いように見受けられます。</p> <p>この町でよくあるケースは、独り暮らしでやっぱり体的にはちょっと健康な方、やっぱり独り暮らしだと、少し自由に生きているという部分も、生きたいなということもあるのかなと想定されて、近所の人たちともあまり関わりがないといったケースがございます。その方たちが、一人、孤独死の形になっている様子はどうかがえている様子です。</p> <p>対策なんですけれども、決定的な対策というのは正直ございません。一応町でただ、今、内部で考えている一つといたしましては、決定的には対策にはならないんですけれども、任意後見制度という制度があります。その方が独り暮らしで自由に生きているかもしれませんが、元気なうちに要介護、もしくは認知症になる前に、その信頼のおけるおいっ子であるとか、ご家族と契約を結んでおいて、もしものときに、認知症等になったときに、後見人となる制度があります。その制度について周知を図っていきたいなとは思っているところです。</p> <p>以上になります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>十分なそれをやっていただきたい。民生委員制度的なそれらがあるんで、民生委員の方々の活用、または保健協力員とかという、いろいろあると思うんで、それらとの連絡網をきちっとやっていけば、防げてくるんじゃないかなと思いますんで、どうぞよろしくお願いします。</p>

平野委員長	<p>以上です。</p> <p>佐々木委員。</p>
佐々木 勝委員	<p>同じ民生費ですね。63ページ、まず一つ、3点ありまして、63ページ。今檜山委員も言っていました民生委員の推薦会委員報酬というのはあるんですが、報酬はいいんですが、民生委員に今成り手が無いということを結構聞いています、今の檜山委員も話ししていた、そういったつながりが、今後もどんどん大事になってくると思うんですが、そういったので、今定員人数と欠員人数を教えてくださいいただきたいのと。</p> <p>それと、72ページの、先ほども檜山委員が言っていましたけれども、質問していましたけれども、川口保育園の移転場所の敷地です。あそこはあそこで十分足りるのかどうか、給食センターの跡地ね。今、百石も中学校の周辺、松の木を全部切ってさっぱりしたなと思っていましたけれども、その辺と中学校とかに影響がないのかなと思いますのと。</p> <p>それともう一点、同じ18節なんですけれども、放課後児童支援員等処遇改善事業費補助、これはどういったものなのか。これは多分コロナから始まっているのかなと思うんですが、その辺どういった感じでこの補助を処遇しているのか、お聞きしたいんですが、以上3点ですが、お願いします。</p>
平野委員長	<p>介護福祉課長。</p>
介護福祉課長 (澤頭則光君)	<p>では、佐々木委員の質問にお答えいたします。</p> <p>63ページ、民生委員会報酬の関係でありましたが、現在の民生委員の定員人数と欠員人数ということでご質問がありました。</p> <p>現在の定員人数、町全体では55人となっております。欠員人数ですが、直近で1人、新たにちょっとなつたと県から連絡が来た方もありますので、それを含めると、全体で49名おりまして、欠員は6名となっております。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長	<p>保健こども課長。</p>
保健こども課長 (鈴木政康君)	<p>それでは、佐々木委員のご質問にお答えします。</p> <p>まず、72ページの川口保育園の整備費の補助金関連でございますが、旧学校給食センターの敷地が約2,800平米程度ございます。その中で、建物が延べ</p>

<p>平野委員長</p> <p>佐々木 勝委員</p>	<p>床で、川口保育園が予定をする延べ床面積が約610平米です。そこから見ても園庭などを含めても十分敷地は足りるということで、川口保育園からは、旧学校給食センターを選定したということで確認をしております。</p> <p>次に、2つ目のご質問、放課後児童支援員の処遇改善の件でございますが、コロナ禍から始まったというお話がありましたが、令和4年2月から、この補助金制度、国の制度に基づきまして町でも行っておりますが、この内容につきましては、補助基準額1万1,000円、この1万1,000円というのは、当時の国の基準で収入の約3%程度の改善、給与を引き上げるということで、1万1,000円の月額給与分を、各放課後児童クラブへ補助金として交付しているということになります。</p> <p>以上です。</p> <p>佐々木委員。</p> <p>先に、民生委員の件ですけれども、6人足りないということなんですけど、ただ、今後まず民生委員になる方が減っていくとか、成り手がいないとか、というのは、今、民生委員の方も結構面倒見てほしいんだよという方がいるんですよ。民生委員の方でもね。その方がやっぱり同じ年齢の方に訪問して行っても、やっぱりなかなか話してもらえないと。</p> <p>さっき檜山委員が質問した内容の子供が連絡取れないとか。実を言うと、私の近所2軒目が、何年か前に孤独死の方がいらっしゃいました。たまたまその方が、うちのかみさんと仲よくしていたので、やっぱり孤独死になると、警察とかいろいろ来て事情を聞かれるんですよ。</p> <p>そのときにやっぱり付き合いがないと、なかなか情報が得られないから、事故なのか、病気なのかといろいろ、夜、夜中まで警察のほうから来て事情聴取をされていましてけれども、そういったことのないように、やっぱり民生委員の方は大変だとは思いますが、もっと、もうちょっと手当を上げるとか、何とか、動きやすい情報をやって、よく聞くと個人情報だから、そういったことは言えませんかとかというふうに行政からも言われると。それは分かるんですが、やっぱり民生委員となれば、それなりに個人情報も漏らさない確かな人がなっていると思うので、その辺ある程度緩和して重宝してあげたほうが、民生委員の方も動きやすいと思います。</p> <p>それと、川口保育園の件に関しては分かりました。中学校には影響はないと。グラウンドの向こうなので、学校には影響はないと思うのですが、今後道路沿いとかあるので、ちょっと気になるなと思っていました。</p>
-----------------------------	---

	<p>それと、児童支援員補助金です。子供たちがいろいろ学校から帰ってきて児童館に行くという子供がいて、放課後に、それで学校で抑えられた気持ちを児童館に来て、暴れると言うと語弊があるんですが、そういったこともあるので、すごくその支援員の方も気を遣う部分が結構あって、神経を使っている部分があるので、その辺をもう少し手厚くしてやればいいのと。</p> <p>やっぱり学校と児童館は違うというのを、少し学校と子供たちに伝えてもらえないのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。</p>
平野委員長	<p>介護福祉課長。</p>
<p>介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>先ほどの佐々木委員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、民生委員の成り手が少ない。その辺はどうかということと、個人情報の関係もあって、なかなか情報を出してくれない部分があるのを、適正にしてほしいという内容になっているかと思います。</p> <p>一応、民生委員の確保については、町内会さんと協力をしながら、町内会さんの推薦をもらって、町もちょっと状況をその方と話して持っていく、推薦会上げるという流れにしているところです。</p> <p>町内会にお願いしている理由として、やっぱりその地域の実情を推薦会でちゃんと把握しているのかというのを確認する内容になっておりましたので、町内会さんのご協力をちょっと得ているというところです。</p> <p>ただ、今成り手が少ない状況からも、町でも成り手になりそうな人がいないかなということ、少しは配慮しながら、見ながら進めていきたいなどは考えているところです。</p> <p>それから、個人情報の関係になります。民生委員さんも特別公務員さんという認識なので、そういう情報は漏らさないというのは、こちらも把握しているんですけども、こういったケースがちょっとあつたりします。</p> <p>やはり、独り暮らしの方でも、自分の情報を出してほしくないな。たまにそういう方もおります。そうすると、なかなかご本人の情報を出すというわけにはいきませんので、恐らくそういうものがあつたかと推測されますので、そういう場合も、介護福祉課で携わって民生委員さんとのやり取りの中で、ちょっと情報は出せないという部分があつたりもしますので、すみません、そういう形で捉えていただければなと思います。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長	<p>保健こども課長。</p>

<p>保健こども課長 (鈴木政康君)</p>	<p>それでは、放課後児童クラブの件についてお答え申し上げます。</p> <p>まず、支援員の給料に手厚くというお話でございましたが、まず指定管理者側の職員の給与については、指定管理者側で給与決定はしておりますが、その積算の基となる町の指定管理料の中には、当然賃金の上昇分などを含めて、きっちり手当てをしておりますし、あとは指定管理者以外の民間の放課後児童クラブにつきましても、委託ということでお願いをしていますが、その中でも加算をつけながら対応しているところがございます。国の動向も注視しながら、その辺については、しっかりと対応していきたいと考えております。</p> <p>また、児童クラブに通う子供の対応につきましては、児童館からも、ちょっと困ったという相談を受けたりもします。その中では、町の子育て総合支援拠点の保健師を現地に行かせたり、あとは学校との連携も随時取っております。</p> <p>学校の教頭先生だったり、生活指導の先生だったり、そういった方とも児童館、児童クラブと連携を取っておりますので、もし何かあったときにも適切に引き続き対応していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>佐々木委員。</p>
<p>佐々木 勝委員</p>	<p>質問じゃないんですけれども、ということで、民生委員の方も、やっぱりふだんからの付き合いが非常に大事だなと思っていまして、やっぱりそういう感じで、歩くのも大変だとか、いろいろ人数も減って範囲が広がるかなということもいろいろあると思うんですが、もう少し民生委員の方が動きやすい情報をうまく考えて、そこら辺も流してもらえばいいなと思います。</p> <p>それと、児童支援員に関しても、それにいろいろ学校以上に気を遣っている部分があるんですね。児童委員の、放課後児童の保育の人が、そういったものなんで、ちょっとその辺の処遇とか、いろいろと状況を考えて、町としても、子供たちのためにと考えてやっていただきたいなというのをお願いして終わります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>小向委員。</p>
<p>小向幸祐委員</p>	<p>4点ほど質問させてください。</p> <p>68ページ、3款民生費、1項4目住民対策費の12節委託費、苦情処理等委託費、これは住民対策費として、苦情処理の分野を委託していると思うんですが、この内容をちょっとお聞かせください。</p>

<p>平野委員長</p>	<p>次が、76ページ、4款1項1目保健衛生総務費の18節負担金補助金、このうちの骨髄移植ドナー支援事業助成金、これの内容をちょっと教えてください。</p> <p>あと、79ページ、4款衛生費、1項3目環境衛生費の12節委託費、ごみ収集アプリ管理委託料、これに関しては、最近アプリを入れまして、すごくいいなと思っていました。これの経緯というか、導入は最近だと思うんですが、どういう形で進めたか、教えてください。</p> <p>あと最後、81ページ、4款1項4目母子保健対策費の18節妊婦のための支援給付交付金、こちらの内容をお知らせください。お願いします。</p>
<p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>それでは、小向委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>まずは、68ページ、3款1項4目12節の委託料の苦情処理等委託料の内容についてというご質問でしたが、この内容につきましては、まずは3つほどありますが、スズメバチの巣の駆除の業務委託があります。続いて2つ目としては、これもスズメバチになりますが、公共施設のエリア内の高いところの、高所の巣の駆除ということで、専門業者に頼む部分の委託になっております。</p> <p>あと3つ目としましては、動物死骸処理の業務委託となっております。スズメバチも普通の低いところであれば、一般の家庭の低いところでは、シルバー人材センターさんに頼んでおりまして、動物の死骸処理についても、シルバー人材センターさんに委託しているところでございます。</p> <p>そして、2点目の79ページのごみアプリの管理委託料のところ、どういふことで進めてきたかというご質問でございましたが、実は十和田広域の構成市町村の中で、まずこのアプリを導入した十和田市さん、続いて六戸町さんという形で導入してございまして、うちも、やはりアプリで簡単にごみの収集日が分かたり、ごみの分別が確認できたりするアプリが必要だということで、昨年11月に導入してございまして、まだちょっと利用する方が少ない状況でございまして、今後も周知をして、アプリを活用していただきたいということで、周知徹底してまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>保健こども課長。</p>
<p>保健こども課長 (鈴木政康君)</p>	<p>それでは、委員のご質問にお答えします。</p> <p>まず1つ目が、76ページの骨髄移植ドナー支援事業助成金につきましてです</p>

<p>平野委員長</p> <p>小向幸祐委員</p>	<p>が、こちらの内容については、骨髄移植に必要な骨髄ドナー登録の促進のために、ドナーや事業所に対して、町が助成金を交付する制度でございます。これは、県の補助金を活用しております。具体的に申しますと、ドナーの助成金ということで、入院、通院に係る1日当たり2万円、これを7日間上限で助成をするというものです。</p> <p>事業所の助成金につきましては、ドナー休暇、入院とか通院するために休むと思うんですが、その方に対する1日当たり1万円、これが7日間上限で補助金が支給されるというものでございます。</p> <p>次に、81ページの18節の負担金補助金でございますが、妊婦のための支援給付交付金、こちらにつきましては、昨年度までは、出産子育て応援交付金という名称で実施をしておりました。妊娠届出時の面談のときに5万円支給、出産後の面談のときに5万円を支給するという制度を昨年まで行っておりましたが、一般の法改正、児童福祉法の法改正に伴いまして、法律に基づく事業ということで、この名称になっております。</p> <p>ですので、昨年度から引き続き同じ内容での実施ということでご理解ください。</p> <p>以上です。</p> <p>小向委員。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>最初の苦情処理費については、内容は分かりました。</p> <p>あと、ちょっとページの順番で76ページの骨髄移植ドナー等の支援助成金。最近このタイプのドナーがもうずっと減っているという、何年も続いていて、私もドナー登録をさせてもらって一度、県病まで検査に行ったことがありました。やっぱり長期間の入院とか、様々負担が大きい内容になるので、ドナーが少なくなっていることもありますし、これも周知していただいて、こういう補助がありますよというのを、もうちょっと知らしめていただければいいなと思います。</p> <p>順番に、79ページのごみ収集アプリ、結構忘れがちだったので、これを入れてからすぐ助かります。これもいっぱい周知していただいて、ごみを出す日、登録して町内会名を入れて、前日に、明日ごみ、燃えるごみですよとか、スマホには案内が来るので、何か忘れなくなりました。これは大変助かりますので、周知していただければと思います。</p> <p>81ページの妊婦のための支援給付金については、内容が分かりましたので、これで大丈夫です。ありがとうございました。</p>
----------------------------	--

平野委員長	介護福祉課長。
介護福祉課長 (澤頭則光君)	<p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>ページは64ページ、18節八戸圏域連携中枢都市圏成年後見制度利用促進事業費負担金99万8,000円の内容で、名称と活動内容ということでよろしかったと思いますが、すみません、正式な名称だったんですけれども、ちょっと度忘れしてしまいまして、多分八戸圏域の成年後見センターという名前でもよかったかなと思っていますが、ちょっともし違っておりましたら、また個別に報告させていただきたいなと思っています。</p> <p>それから、活動の内容です。こちらは、市民後見人を養成する研修を主に行っているところです。それから、市民後見人となった方のフォローアップ研修などをしたり、あと、その形で後見人制度の周知などをちょっと行っているという内容となっております。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (鈴木政康君)	<p>それでは、委員のご質問にお答えします。3点ほどありました。</p> <p>まず、72ページの川口保育園関係のご質問でございます。</p> <p>川口保育園の移転改築につきましては、従来から、従来からといっても5年くらい前から移転をしたいというお話を受けていたと聞いていました。ただ、園側の移転先というんですか、どこに移転をするのかというのがなかなか決まらなかったということで、ここまで計画が立てられなかったというふうに聞いていました。</p> <p>ただ、この中で旧学校給食センターの敷地が空いているということで、今般、ここを候補地ということで、法人の理事会でも決定したということで聞いております。</p> <p>今後、ほかのこども園について、移転計画などがあるかという部分については、ほかの園からのそういう相談というのは聞いておりませんし、町としても、どこか移転するというのは計画にはありません。</p> <p>2つ目の用地については、財政管財課から説明があります。</p> <p>続けて、新型コロナウイルスのワクチン接種についての状況をご説明いたします。新型コロナに関しましては、B類の定期接種ということで、対象者も65歳以上が原則となりました。ただ、60歳から64歳までの方で、心臓だとか腎臓、</p>

平野委員長	<p>あるいはH I Vに感染して障害者手帳1級相当の方などについては、60歳から64歳の方まで対象となるということになっておりますが、いずれにしてもB類の定期接種になったということで、対象者も限定をされております。</p> <p>なお、町では、ワクチンの助成費、自己負担1,500円で接種というのを、助成を促しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>財政管財課長 (田中淳也君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>それでは、ご質問にお答えをいたします。</p> <p>用地の譲渡か、貸付けかということなんですけれども、他の保育園等でも、町の土地を使っている園がありますが、そちらも無償の貸付けで対応しているということもありまして、今回の川口保育園の移転の用地につきましても、無償貸付けで対応することにしております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	西館委員。
西館芳信委員	<p>今、3つの答弁の中で、ほとんどもう95%ぐらい回答を明確にいただきました。ちょっと残ったのは、後見人のことなんですけれども、確かに後見人になる人たちの養成というのは、大きな仕事の中の一つだと思うんですけども、選任される手続に関して、家裁に対して申立てを行う、その手続なんかもしてやるのも大きな仕事だと思うんですよ。</p> <p>それをしているのかどうか、ちょっと分からないんですけども、それはそれで別として、そういう仕事は、ほかのところでは社協が結構やっているところが多いです。社協が、介護保険そのものが出てきたときから、非常に世のため、何というかな、存在感を発揮して、その次には、私はこの後見人だと思います。</p> <p>我が町の社協は、果たしてそれをどこまでやっているのか、やれているのか。そしてまた、後見の申立人の手続を手伝って、なおかつ後見人となる申立てを、市町村の村長名で出しているところがあるんですよ。そういうことは、我が町ではやっていますか、やったことがありますかということをお聞きしたいです。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	介護福祉課長。

<p>介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>ただいまの質問にお答えいたします。ちょっと足りない部分がありましたら、お話ししていただきたいなと思います。</p> <p>まず、一番最初にあった正式名称の件でした。八戸圏域成年後見センターとなります。それから続きまして、社協が行って、どこまでそういう成年後見の相談等ができていくかという形になりますが、一応簡単な概要説明はするというふうには聞いておりますが、ちょっと詳細の内容は確認取れておりません。</p> <p>ただ、実は社会福祉協議会の事務局長が、実はこの市民後見人の研修を受けている状況で、これから様々な取組が進められるというふうに思っております。</p> <p>それから、成年後見制度については、介護福祉課の地域包括支援センターにおいても相談は受付しております。内容を把握した社会福祉士がおりまして、もし相談があれば、手続の仕方、家裁への手続は結構面倒くさいというのは、多分、委員もご承知のことだと思います。そういう、ちょっとしたサポートということではお話をしておりましたので、ご承知していただければなと思います。</p> <p>それから最後、町での申立て件数、申立ての実態はあるのかということになりますが、申立て実態はございます。ちょっとその内容になりますが、最初にちょっとお話ししたとおり、認知症になってご家族もちょっと関わりをしたくないなという方がいたりします。</p> <p>もしくは虐待、金銭的な虐待を受けているとなると、ご家族から受けているとなると、その方の財産を守らなければならないということを理由として、町村長申立てというのを、年に一、二件で推移していたんですけども、最近は多くなってきたという状況であります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>大浦委員。</p>
<p>大浦陽子委員</p>	<p>私で最後でしょうか。ちょっと私からは1点、もう皆さん聞いていただいたので、私から1点だけですね。</p> <p>65ページ、3款民生費、1項社会福祉費、12節の委託料、医療的ケア児コーディネート事業委託料ですね。こちらは、実は昨日ちょっと予算書を見て気になっていたんですが、昨日の夜に速達で、実は八戸市から書類が届きまして、おいらせ町の迅速な対応を、まず町長にはお礼を言いたいと思います、この場を借りて、ありがとうございます。</p> <p>それで、ちょっと八戸から資料を頂いた検討会議が、実は来週の月曜日にありまして、この中で、各市町村の動向です。状況みたいなのが掲載していただいて、おいらせ町、1月20日付で、医療的ケア児コーディネート事業契約締結、町内</p>

<p>平野委員長</p>	<p>事業者単価契約とありまして、現在5名、医療的ケア児がいる中で、1名コーディネーター事業に着手と説明があります。</p> <p>この事業所とあと医療的ケア児のコーディネーターがどこまで進んでいるのか、その内容をお聞かせください。</p> <p>以上です。</p> <p>介護福祉課長。</p>
<p>介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>では、大浦委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>医療的ケア児コーディネーター事業への質問です。どこの事業者かと、まず1点目でありました。町内にあります、スマイルタカラさんという相談支援事業所がありますので、そちらに、県の研修を終えた方がおるということで委託をしたところですが、</p> <p>それから、実際に今1名、委託契約を結んで1名の方が対応していただいているところですが、具体的な内容については、ちょっと全部は把握していないところですが、一応全般的な相談、支援、それからご家族の心身の状況も踏まえた状況を、毎月確認してくださいねといったことをお願いしております。</p> <p>それからあと、個別避難計画についても、もし要望があればつくっていただけるようにちょっと話しているところでしたので、もし話が進んでいけば、そういうこともしていただけるのかなという状況で捉えております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>大浦委員。</p>
<p>大浦陽子委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>医療的ケアのコーディネーターとは、医療、福祉、教育の支援を利用できるよう調整する重要な役割となっておりますので、今後は、福祉課でも把握して、議会で私はまた聞くとおもうので、答えていただければ、お聞かせいただければと思います。</p> <p>以上です。町長、ありがとうございました。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>あとございませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>なしと認め、第3款から第4款までの質疑を終わります。</p>

平野委員長	<p>暫時休憩します。 11時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時01分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
平野委員長	<p style="text-align: right;">(再開 午前11時10分)</p> <p>次に、第5款労働費から第7款商工費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書85ページから100ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>吉村委員。</p>
吉村敏文委員	<p>86ページの農林水産業の農業費の農業委員会費にちょっと関連しての質問になるんですが、委員長、もし幅ちょっとはみ出たら指摘してください。</p> <p>私は、これは再三、前から申し上げているんですが、この地域、下田本村地域、また甲洋学区地域、それと今、洋光台の東側の水揚げポンプが駄目になったところの団地、農地の団地があるわけなんです、これは後から出てくるんですが、都市計画にも関連するんですけども、まず、端的にこの農地の見直し、農振法の除外申請、これは、私は絶対に必要だということは、前からこの場で申し上げてきたんですが、その後、この農振法の除外に関しまして、何か検討したのか。それとも、全然前のままなのか、その辺のところをよろしくお願いします。</p>
平野委員長	<p>農林水産課長。</p>
農林水産課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>農振の除外に関しましては、あと2年後をめどに、その計画の変更等について協議なり進めていく予定にはしております。その間は、個別の対応事案に対して対応しているだけになります。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	<p>吉村委員。</p>
吉村敏文委員	<p>例えば、これは個別で対応するにしても、住民の方から除外申請が上がった場合、町の農業委員会で審査をするんですか。それとも審査をしないで、直接県の構造政策課に問合せをして、農業委員会にもかけないで、それで結論を出しているわけですか。その辺のところをお願いします。</p>

平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>申請が上がった場合、農地法等に基づいて、そこが転用を果たして可能なのかという判断を、農業委員会ですることになっておりますので、その判断に基づいて、時には県から確認して、法に基づいて転用の可否をできる、できないというところで、当然除外の例外もありますので、そういった部分で適用になるかどうかを含めて、こちらで判断をしても、法で認められないということであれば、こちらでも、その旨をお伝えしているという状況です。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	吉村委員。
吉村敏文委員	<p>今の説明だと、結果的には、法に基づいて云々かんぬんということになるわけなんですけど、多分この中で審査をするということになるわけなんですけど、1種だと駄目だとか、2種だといいいとかという判断になるのかなと思います。</p> <p>私は、1種だと駄目だという、その根拠を知りたい。2種だといいいよという許可をすると言う、その根拠を知りたい。判断基準が分からないんですよ。あくまでも、私とすればよ、私の主観ですけれども、町の農業委員会は機能していない。必ず県の構造政策課の意向のまま動いているという、私は印象を受けるわけなんです。町民の、もうおいらせ町の町民の方が困っているわけですよ。県は分かんのだと思いますよ、私は。</p> <p>だから、課長、農業委員会は、ここから選出された農業委員でしょう。町の事情が分かっているのはその方々ですよ。その方々が、ちゃんと農業委員会を通して県に上げたやつを、どういう説明で却下するんでも、許可しなくてもいいんですが、どういう理由で駄目なのか。</p> <p>私は、何回かやっているんですけども、1種だから駄目だとか、2種だとオーケーだとかいう話を聞きます。だから、前にも申しましたけれども、今持っている方は、自分の農地が1種なのか、2種なのか分かんない人が大概だと思いますよ。今、洋光台の2年、3年前かな、ポンプ場が一応壊れまして、今、水が上がらなくなったというところで、畑地にしていけばいいんじゃないかなという話もあったりもしますけれども、田んぼで作ったところは、水は必ず低いほうに流れるんですよ。そういう形状で、田んぼで作っているわけですよ。そこを、畑地にする、一番の下流側は畑にならないんですよ。</p>

	<p>私は、農地は大事だと思いますよ。だけど、持った人がそういういろんな事情があったときに、それをちゃんと考慮すべきだと思う。端的に言えば、私の土地は私が使えないわけです。前にも言ったように、その農振法で換置になったところの人たちは、今いろんな機会がありまして、いろんなところで働いている人も多くなっております。そこで事業を立ち上げたいと言ったところでも、許可しないと。今、おいらせ町でも働く場所がないという話も出ます。</p> <p>その若い人たちの中では、いや、自分で独立していきたいんだと、会社を立ち上げたいんだと、事業所を立ち上げたいという方も、私はいると思います。私はそういう人たちの意気込みも、それは買ってあげて、酌んであげて、事情がこうなんだよというもので、県のほうとも話をするべきだと思う。</p> <p>県の言いなりのままになっているように私は印象を受けます。これは、私は前にも申しましたように、同じことをまた言っているんですけども、課長、この辺のところに関しては見解をお願いします。</p>
平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (柏崎和紀君)	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、農地のどういったところが第1種農地かというところが一番最初ありましたので、まずは、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地が一応第1種ということで定められております。</p> <p>これは農地法ですが、ここに関しては、もう基本的には転用とかは不可ということで、優良農地ということで守っていかなければならないというふうに、農地法で定められているものです。</p> <p>これに関して、こういった部分であれば、県に申請しても、もう通らないということですけども、そもそも農業委員会ですけども、農地を守る立場にあるところですので、まずは、そこはご理解いただきたいなど。転用とか可能であれば、そこは県とも相談しながら、そういう何か転用が可能である、特例的なものはお聞きしますが、あくまでもこの権者、権限を持っているのは県になりますので、幾ら町の農業委員会がそう思っても、そういった裁量の余地は全くないという現状ですので、そこはぜひご理解をいただきたいと思います。</p> <p>あくまで農地を守るという法の下に、農業委員会で活動をしなければならないというふうになっておりますので、そこはご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	檜山委員。

<p>檜山 忠委員</p>	<p>それでは、この85ページから100ページの間に、質問が2問あります。</p> <p>まずは、91ページ、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、区分12の委託料の県営間木地区通作条件整備事業調査計画委託料1,094万5,000円というふうに計上されていますが、この場所がどこで、どの調査をするのかをまず聞きたい。</p> <p>それから、2番目として、ページ98として、7款商工費ですけれども、1項商工費、区分12委託料で、委託型地域おこし協力隊業務委託料1,500万円の計上をしていますけれども、この1,500万円は補助金で賄うものなのか、また、ページ47のときに、2款の総務費で、企画関係でも話があって、この協力隊の話が出ていましたけれども、それらと関連するものなのか、その内容を教えていただきたい。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>農林水産課長。</p>
<p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それでは、1点目の県営間木地区通作条件整備調査委託料についてお答えしたいと思います。</p> <p>まず、場所はどこなのかということで、白鳥の家のところからちょっと南側の、会社名を言っていないのか、大石産業の辺りから豊栄の町内会に抜けていくところまでの道路がありますが、そこが農道となっていますので、その、大体、約4キロメートルくらいが、その対象区間となります。</p> <p>こちらは、大分道路が傷んできていますので、前回、農道整備事業でやっている場所ですので、その改修に向けて通行量調査であったり、その傷み具合の調査を行うというものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>商工観光課長。</p>
<p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、ご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>98ページ、委託料の委託型地域おこし協力隊業務委託料1,560万円でございますけれども、こちらにつきましては、町の観光物産協会で雇用する委託型の協力隊3名分の活動費、1人あたりに換算しますと520万円ですけれども、520万円掛ける3人分の委託料ということになります。</p> <p>こちらにつきましては、国の特別交付税で措置されるもので、上限額は1人当</p>

	<p>たり520万円、令和7年度からは550万円になりますけれども、令和6年度では520万円でしたので、その10分の10、満額、特別交付税で措置されるというものでございます。</p> <p>あと、企画費のところとの関連ということでございますが、こちらの商工観光費は、町の観光物産協会で雇用する協力隊員の分の予算でございまして、企画費のところにつきましては、百石高校のコーディネーターということでの協力隊ということになりますので、内容が異なるということでご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	<p>檜山委員。</p>
檜山 忠委員	<p>そうですか、91ページの農林水産のあれですけども、私は、今はやりのAI農業とか、そういう関係での調査のそれかなと思っていましたけれども、分かりました。</p> <p>98ページの商工費の関係の協力隊の関係なんですけれども、ということは、この人たちが、この分のお金がかかっていくということは、観光物産協会では、今後少なくとも、これぐらいの収益を上げる法人化をして、法人化に向かって進んでいかなければならないと、そういうふうに思うので、十分活用していただいて、それに向かってやっていける、そういうふうになればなど、そういうふうに思っています。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	<p>小向委員。</p>
小向幸祐委員	<p>2点ほど質問させてください。</p> <p>96ページ、7款商工費、1項2目商工業振興費の12節委託費の企業誘致データ収集委託料、これの内容と、多分県との関係だった気がしますが、データ収集による効果というか、内容等を把握しているかと思うんですが、何かおいらせ町にとってプラスになるデータがもらえたり、集まっているものなのかの確認です。</p> <p>もう一つ4つ目、98ページ、7款1項3目観光費の12節委託料、これのビッグパワーテント設営撤去業務、これに関しては、百石まつりの時期に中央公園のところ3つの大きな屋根かかるテントを今使って、エリアの時期のイベント等をされていると思うんですが、記憶上、1個、昔、過去の台風で破損して、現</p>

平野委員長	<p>状3つしかない状態。</p> <p>今後この1個幾らかかるかあれですが、追加する予定等があれば、あそこの活用がまたよくなっていくのかなと思いますので、そこの現状の確認です。</p> <p>商工観光課長。</p>
<p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>まずは、96ページの企業誘致データ収集委託料7万7,000円の予算の内容についてご説明をいたします。</p> <p>こちらにつきましては、町に例えば進出していきたいという企業があった場合に、その企業の経営状況とか、活動状況とかを帝国データバンクから、企業の内容を頂いて、それを進出していきたいという企業の内容の判断とか、経営状況を把握するというのに活用しているものでございます。</p> <p>それから、98ページのビッグパワーテントにつきましては、ご指摘のとおり3張りあったものが壊れて、今、1張り、1基です、1基だけ設置しているというものでございます。</p> <p>結構、大きいものでございますので、追加するとなると、そこそこの予算が必要になるかと思っておりますので、今1基張っているところでございますけれども、また、さらに2基、3基と必要かどうかというのは、ちょっと公園を活用するという方々とか、あるいはそのイベントの状況等を踏まえて、必要だと判断すれば、また予算措置等ですね、していきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	99ページの18節町観光団体支援事業費補助金、こちらのこと、ちょっとご説明をお願いします。
<p>平野委員長</p> <p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、99ページの町観光団体支援事業費補助金1,344万2,000円でございますけれども、こちらにつきましては、町の観光物産協会の活動費等に対する補助金ということで計上しているものでございます。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	川口委員。

川口弘治委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>この表記の計上の仕方なのですが、まだ町の物産協会が任意団体でも発足していないから、正しい名称として、相手先としていないものですから、この町の観光団体という、そういった名称での計上という、そういう認識ですか。</p> <p>それと併せて、すみません、先ほどの委託料、12節の98ページの、こちらも併せて、これは、これから発足する任意団体の観光物産協会に、ちょっと解釈の仕方を変えると、人件費として、委託料として、行き先はそちらになるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。</p>
平野委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>99ページの観光団体支援補助金の名称ということでございますが、今現在この補助金の行き先というものは、交付先というものは、町の観光物産協会のみでございますけれども、過去には何か観光物産協会以外の今は観光と物産と令和3年に合併をして観光物産協会となっておりますが、かつては観光協会と物産と分かれていた。当時は、その両方に、この科目から補助金を交付していた関係で、観光団体支援という名称を使っておりましたが、ご指摘のとおり今現在は観光物産協会、一本でございますので、その科目名称に関しては、変更というのも考えられるのかなというふうには思います。</p> <p>それから、もう一つの協力隊の委託料の件でございますけれども、こちらについては、人件費に相当する分というのが320万円で、それ以外の協力隊が活動する様々な旅費ですとか、消耗品とか、そういう活動をする分の経費として200万円ということで、トータル1人当たり520万円を町の観光物産協会に委託をするという内容になっております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>以前に説明を聞いたときに、たしか事務経費等、数年は商工観光課からの職員がお手伝いをするという、そういった話でなかったかなというふうにも思ったんですが、その任意団体に対して、町がそういう補助金を出す形態として、かなりの高額な補助金ということになりますよね。</p>

	<p>こういう観光団体、市部なんかでは、もう古い話、言葉かもしれない、コンベンション協会とか、そういったやり方で、商工会議所辺りが窓口になってやっているケースが多いんでしょうけれども、高額な補助金を、こういう任意団体に出す法的な根拠ですね。</p> <p>例えば社協さんに出すのであれば、社協さんで、社会福祉協議法、法律にのっった形の拠出の仕方と、シルバー人材センターもそうですが、これはどういう形で、今後、私が心配するのは、高額な補助金を任意の団体で運営が適正に行われるかどうか、将来、その管理はどうか。見込みはどうかというものの判断をどのように判断して、この任意団体に向けた補助を出したのか、その辺が、ちょっと心配なんで、最後に聞きたいと思います。</p>
平野委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>まず最初に、商工観光課から人を派遣するというご指摘がございましたが、令和8年から、そのような形で町の一般社団法人の観光物産協会に職員を派遣するというご指摘は、今想定をしているところでございます。</p> <p>それから、高額な補助金を任意団体に出すということでご心配があるということでございました。今現在1,300万円というご指摘のとおり、高額な補助金なわけでございますけれども、こちらについては、町の観光事業、お祭り、百石、下田の祭りとか、あるいはそのほかの観光イベント等に要する経費というのは、やはりこの程度大きい金額になってしまいますし、現在の観光物産協会では、収益を上げる事業というは行っておりませんので、町から応援をしていただかないと、祭りの運営というはできないということで、このような大きい金額にならざるを得ないところでございますけれども、こちらにつきましては、町の補助要綱をしっかりと定めて、それに沿った形で補助金を交付しておりますし、町の実施計画でありますとか、予算編成における査定等におきましても、しっかりその内容を確認いただいて、この金額を定めているというところでございますので、もちろん今後も適正な運営ができるようにしていかなければならないというのはご指摘のとおりだと思いますけれども、金額は大きいですが、運営に必要な金額ということでご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	佐々木委員。

佐々木 勝委員	<p>私から1点、今の関係も含めて観光物産による地域おこし及び観光物産協会収益事業強化の補助ということもあるのですが、味祭館と、ジョイハウス、これが一つの町の観光事業の中に入っていると思うんですが、今後あそこ2か所をどういうふうに運営していくのか、また地域おこし協力隊の方とか、その意見とか聞いて、あそこをもっと活発化できるように、ましてや体育館の場合は、国スポがありますよね。</p> <p>それを考えれば、ジョイハウスをもう少し観光物産みたいな形のPRをしたほうがいいのかなど。収益を上げるということを考えれば、その辺いかがお考えか、お知らせください。</p>
平野委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>まず、味祭館につきましては、現在、百石ふるさとの味研究会というところに委託をして、管理運営と、それから物産といいますか、地場製品の販売等をしていただいているところでございます。</p> <p>また、ジョイハウスにつきましても、事業者さんに委託をして運営をしていただいているところでございますけれども、やはりその運営の方法等につきましては、これまではあまり支援といいますか、中身について、こちらから、ああだこうだということはなかなか申し上げてこなかったわけですけれども、たしかに、ご指摘のとおり今後活発化といいますか、活性化していく必要もありますし、まさに国スポということでもあります、そういうこともありますので、運営等にも、こちらの商工観光課としても、中身にちょっと協議をしながら、踏み込んでいければいいなと思いますし、地域おこし協力隊のアイデア等があれば、それを活用しながら運営にも相談に乗るといいますか、一緒に考えていける機会を設けていきたいなというふうには思います。ありがとうございます。</p>
平野委員長	佐々木委員。
佐々木 勝委員	<p>ということで、ジョイハウスの強化ですね。あと、結構あそこのいちょう公園に桜、今後もまた今咲いてきますが、結構人が来るんですよ。それとあまりあそこで何を売っているのとか、町で何をPRしているのとかという方もいます。</p> <p>ただ、食事して帰るのは、それだけではPRにならないと思うんですよ。もっと町の特徴を生かしたものを並べるとか、自由な休憩所になっていますが、あわせてやっぱりそういったPR、そういったものが必要じゃないかなと思います。</p>

	<p>それと、味祭館に関しては、時期によってやっぱり野菜がないときもありますが、人がいるんですけれども、物が無いという場合もあります。その場合は、お菓子なりなんなり、農産物だけじゃなくて、地域の物を置くとか、時期になれば大根やイチゴとかいろいろ出てきますが、時期が外れれば何もないんですよ。そういう場合は、町のお酒とか、藤沢製菓の作っているケーキとかもあると思うので、そういったのを切り替えてやっていったほうが良いと思いますので、その辺を少し考えていただくようお願いして終わります。</p>
平野委員長	西館委員。
西館芳信委員	<p>1点だけお願いします。</p> <p>94ページの6款です。6款2項の12節で、林地台帳整地化意向調査抽出云々ということで412万円少しが計上されております。森林法が改正されて七、八年ぐらいたつのかな。でも、私はこの林地という言葉に、今初めて遭遇いたしました。</p> <p>林地というのは一体何だろうというふうに考えて、普通、例えば不動産登記法の中で、地目が23種類ほど定義づけられているけれども、この林地というのはないし、それから、私は町のものを見たことがないんだけど、森林簿もありますよね。</p> <p>森林簿と一般の土地台帳を合わせたら、大概のものは、たとえ現状が原野であろうが、雑種地であろうが把握できると。林地のイメージは大体森林には属さない、森林までいかない、ばやばやと草木が生えているところというイメージなんだけれども、そういうところを分類化してするのかなど。</p> <p>仮にそういうことだったら、じゃ、この事業に対してこれは国か県か町か分からないんだけど、最終的なゴールはどういうことを目指して、こういうことをしているのかなということで、この林地の定義、そしてその必要性ですね。これをやってこういうことになるんだということで、1点だけけれども、2つで答弁をお願いいたします。</p>
平野委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (柏崎和紀君)	<p>それではお答えいたします。</p> <p>まず、林地の定義ということですが、私たちが通常言っている森林とか、山林のことを林地と呼ぶのかなと思っておりました。具体的に調べると、森林になっている土地とか、林業の対象としている土地ということで出てくるかと思えます</p>

<p>平野委員長</p>	<p>ので、基本的に私たちが言っている森林とか、山林という意味で捉えていただいでいいのかなというふうには思っております。</p> <p>この事業の内容というか、どういう取組かということでよろしかったですかね。</p> <p>こちらの森林譲与税、ご承知のとおり、国から来ているわけですが、今後、適正な森林管理をしていこうということで、例えば自分で森林の管理ができなくなった方、そういった意向がある方に関しては、その森林環境譲与税を使って、木の伐採等をするという制度になっておりますので、その対象となる森林等を持っている方に、今後、例えば自分で管理するよとか、森林組合に委託していくんだとか、どうしても、例えば遠方においてできないよといった、そういった意向を確認して、その意向の中から優先順位を決めて、今後、町でやらなければならない伐採等を行っていくという予定になっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>西館委員。</p> <p>目的は、あくまでも森林管理ということでいいんですね。そして、その森林というのは、現況が山林なりなんかであれば、もう、この林地に該当すると。例えば地目と現況が一致しないところがたくさんあるわけだけれども、こういうところは、例えばもう20年も30年は放ったらかしにして、ほとんどもう森林状態だと言っても、地目が原野だとか、山林だとか、畑なんていうのは結構ありますけれども、そういうところは、特に該当しないというふうに考えて、あくまでも森林、地目が山林とか、そういうことになっているところの管理のためということで解釈してよろしいですか。</p>
<p>平野委員長</p> <p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>恐らく、全筆を見たわけじゃないんですが、恐らく山林という表記になっているとは思いますが、基本的には県で林地ということで、指定区域、町もそれに基づいて指定されておりますので、その計画の範囲内に入っている土地ということで、ご理解をいただければなど。</p> <p>今、西館委員がおっしゃったとおり、基本的には山林ということになるかと思います。そういう状況になります。</p> <p>以上です。</p>

<p>平野委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>なしと認め、第5款から第7款までの質疑を終わります。</p> <p>昼食のため、13時20分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時47分)</p>
<p>平野委員長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時20分)</p>
<p>平野委員長</p>	<p>次に、第8款土木費から第9款消防費までの質疑を受け付けます。</p> <p>説明書100ページから111ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>澤上委員。</p>
<p>澤上 訓委員</p>	<p>ちょっとお聞きしたいことがあります。</p> <p>103ページ、工事請負費かな、町道整備工事費、これにちょっと関連いたしまして、ここ二、三年、議会に常に町道の穴ぼこにタイヤが落ちたとか、いろんなそういうあれで事件が起きていましたけれども、軽微なもので済んでいるなどというのは、運がいいのかなという気がするんですけども、もし、それは例えば穴ぼこを避けてハンドルを切ったときに、対向車が来て人身事故になったと、死傷事故が起きたとなった場合、それから、タイヤが穴ぼこに落ちてハンドルを取られてしまってぶつかったという大きな事故につながった場合、これはどうなるんでしょうか。補償関係の対象になってしまうのかどうかを教えてください。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>損害賠償の件でご質問がありました。</p> <p>事例個々にその状況が異なりますので、補償対象になる、ならないというのは難しいものがあります。あくまでも町では、町村会を通じて損害賠償保険屋さんに入って、業者に入っておりますので、そこでの判断になろうかと思っております。</p> <p>以上です。</p>

平野委員長	澤上委員。
澤上 訓委員	<p>私が何を言いたいのかということは、要は、そういうことも想定されるんだということで、その範囲内で事故が起きた場合、例えば穴ぼこに入って対向車とぶつかったというふうになった場合に、もしこれが損害賠償の対象になっても、またさらに町のやっぱり瑕疵といいますか、そういう部分に非常につながるものが結構出てくるんじゃないかなど。そうなったときに、やっぱり大変な事故につながってれば、これはもう本当に町も大変だろうなという思いを持っていました、今まで。</p> <p>何を言いたいのかというのは、その穴ぼこを早期発見と、やっぱり穴埋め作業、これをやっぱりしっかりやっておかなければ、後々怖いことが起きるなというふうに思いながら、今日は質問してみました。それについてはどうでしょうか。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>道路損傷箇所早期発見についてということでご質問いただきました。</p> <p>以前にも回答したこともございますが、地域整備課としては、毎週、主に幹線道路ないしは、重点パトロール路線というのを決めて定期的にパトロールをして、もちろん穴等があれば、随時埋めるほか、現場に行く職員も、その現場に向かう途中で損傷箇所が見つければ、担当職員に伝えて随時対応しております。</p> <p>そのほか郵便局とも協定を結びまして、この幹線路線以外にも配達員が道路の損傷に気がつけば、通報をいただいて、地域整備課としても随時、早急に対応すべきものは穴を埋めて、早急に対応できないものについては、後日維持工事などで対応して、損傷箇所の解消に努めているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	澤上委員。
澤上 訓委員	<p>もう一点聞きたいのがあったんですよ。この損傷する、道路の穴ぼこ等を見つけるために、それは何月頃に検査に歩くんですか。例えば、それはちょうど今の時期だということになれば、まず令和6年度の予算ということになりますよね。事故が起きているのは、いつ頃の時期が多いのか、それを教えていただけませんか。</p>

平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>パトロールについては、年を通じて行っております。毎週ほとんど行っておりますし、道路の損傷ばかりではなくて、降雪時になると、雪の状況もありますし、とにかく年を通じて、課員は外に出て道路の状態を確認しております。</p> <p>あと、2つ目について、この損傷の時期は、いつ頃が多いのかという趣旨の質問かと思えますけれども、やはり一番多いのは、降雪シーズンが終わったあたり、ちょうど今時期に当たりますね。この時期は、特に道路の損傷が多く発見されますので、担当職員につきましては、週に1回どころではなくて、週に何回も外に出張って作業を行っているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	<p>102ページの15節原材料費の道路維持補修材料購入費と、18節の県急傾斜地崩壊対策総合流域防災事業費負担金、この内容についてお知らせいただきたいと思えます。</p> <p>あと、112ページの教育費になりますが、教育費は入っていますか。</p>
平野委員長	川口委員、9款まで、消防費まで、教育費は次をお願いします。
川口弘治委員	大変失礼いたしました。じゃ最初の2問だけお願いいたします。
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>102ページの8款2項1目15節原材料費の道路維持補修材料購入費の内容についてご質問がございましたので、説明いたします。</p> <p>道路維持補修の直営作業、職員の作業に使用いたします砕石、それからアスファルト合材を購入するための費用として計上しております。</p> <p>それから、次の18節です。県急傾斜地崩壊対策総合流域防災事業費負担金についてです。</p> <p>こちらについては、県が行う土砂災害区域内の対策工事費の一部を町が負担するというものになっておりまして、来年度は瓢地区について工事を行う予定と伺っております。</p>

平野委員長	以上です。
川口弘治委員	<p>川口委員。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>この材料費は、先ほど澤上委員からも穴埋めのことについてありましたが、私も以前にもちょっとご提案というか、ご意見を申し上げた経緯があると思うんですけども、職員の皆さんがパトロールしながら、その穴埋めをされているのはよく見かけます。そのときの道路の真ん中、車両が通行しているところが、要は安全対策ですね。非常に危険な状態で穴埋めをされていると。</p> <p>行政、役場の方々が、そういう何ていうか、指導する立場の役場職員が、道路の真ん中でコーンもつけない、まあコーンは今、最近置くようになりましたが、本来であれば警備員をつけて、それこそ通行のそういうことを、普通、業者さんには要求されますが、非常にそここのところが心配で、あえてこの材料についてやりましたが、職員さんが、そうやって都度穴埋めをされているという中でも、今後、安全管理等も十分に気をつけて、やっぱり適正な作業手順を踏んでやらないと、2次災害、3次災害という、あらゆる災害が起きる可能性がありますので、その辺の意識を課長、何とかもう一回お願いします。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>以前の議会で、委員からのご指摘、職員の安全対策に対するご指摘があったところで、課でも検討した結果、やはり当課としても、ちょっと足りない部分があったというところで、当課といたしましては、この作業する人の反射ベスト、あるいはその道路の穴埋め作業をするときのこの看板、立て看板とか、車両につけるパトライト等、ちょうど補正が通ったら今年度中に買って、少なくとも職員については、安全装備品を着用した、活用した上、安全の確保を図るように進めていくところでございます。</p>
平野委員長	以上です。
川口弘治委員	川口委員。
川口弘治委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>もちろんくれぐれも、一応作業をするという、工事をするという、道路での作</p>

	<p>業でございますので、職員の安全管理等を十分に確保する、そういう手順等も踏まえて、指示を、課長からもしていただいて、巡回して、どこどこ地区をやりますという、そういうものが、きちっと管理されていないと、どこで、もし不幸にも事故に巻き込まれたりなんかしても、行っている場所が把握できないとか、そういう、あと付け加えれば、1人で作業するという事は、くれぐれもおやめになったほうがよろしいかというふうに思います。1人でいると、何か災害が起きたとか、そういう場合でも放置されたままという可能性がありますので、1人作業というものは、これは安全作業上の基本中の基本ですので、その辺を心配して、今後とも課長からの指導をお願いします。職員を守るんだという、そういう感じでお願ひしたいと思います。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>このページで3問質問いたします。</p> <p>まず、102ページなんですが、8款土木費で区分が12委託料の中に、道路排水ポンプ保守管理委託612万7,000円と計上されていますが、3月13日、今日現在、電気工事の工期3月21日までとした、ホクエツヒューム管跡地東側、向川原地区排水ポンプ設置工事についてやっていますけれども、これについて伺いたいと思います。</p> <p>町は、この金額は電気工事だけは看板に出て、1,135万2,000円と出ていますけれども、その他の額については分からない。なので工事金額と、それから工事の完了日はいつなのか。</p> <p>また、ポンプ設置箇所がちょっと行ってみても分からない。何か蓋しているんで、あそこの蓋の下が、集中ポンプとしてあっているんじゃないかなと思いますけれども、それらについて教えていただきたい。</p> <p>また、くみ上げた土手を越して流し込むホース等の備品関係の格納庫がどこに置いてあるのか。そしてまた、これを運用する運用方法はどのようなふうになっているのか。これを教えていただきたいと思います。</p> <p>2問目なんですけれども、同じく102ページの区分の中に、14工事請負費の町道維持補修工事費9,000万円とありますが、計上されていますが、153ページにも、町債に間木堤、間木線側溝改築とあるが、間木地区にある企業のクラテモールドから排水口兼用の側溝改築工事が含まれているのかどうか、これを2点目として聞きます。</p> <p>それから3点目として、110ページですけれども、9款消防費、1項消防費、区分12の委託料の中に、雨水排水処理委託料270万円計上されていますが、</p>

<p>平野委員長</p>	<p>対象となる箇所は、場所は何か所ありますか。また、昨年度の実績として、ホクエツヒューム管跡地東側向川原地区の貯水池の排水委託回数は何回で、委託料は幾らだったでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、ご質問にお答えします。</p> <p>まず、1点目のホクエツ跡地の排水ポンプの工事の件についてでございます。</p> <p>こちらのポンプですけれども、運用についてお話いたしますと、これまで、大雨のときに川の水門を閉じるわけですけれども、その際に、内水を排水する必要があります。これまでは建設業者に委託しまして、リース会社からポンプを用立てていただきまして、その期間設置して排水するというものをしておりました。</p> <p>ところが、このリース会社の営業日等と思うように設置できないという事態がございましたので、この際、ポンプについては、常設備えつけとして、災害等があるときに迅速に対応できるようにしようという趣旨が、このたびの工事の趣旨でございます。</p> <p>使うときに、ポンプの本体は常設なので、そこに設置するわけなんですけれども、実際排水するときには、すぐ近く、すぐそばに小屋を設置しましたので、そちらに格納しましたホースをポンプから川まで渡して排水する作業を行うという使い方になります。</p> <p>あと、工事の金額等につきまして説明いたしますと、電気設備工事については看板表示があるので、承知しているということでございました。この工事については3種類の工事に分かれておりまして、1つはこの土台に設置いたします土木工事、こちらが550万円の契約額になっております。</p> <p>それから2つ目が電気設備工事、今言及がありました1,135万2,000円の落札でございます。</p> <p>それから3つ目に、ポンプ本体の機械設備設置工事1,815万円という落札額で、トータルで3,500万2,000円の工事の金額になっております。工期は3月21日まで3工種ともなっておりますので、間もなく完成するという予定になっております。</p> <p>それから、2つ目のご質問でございます。この間木地区の側溝の改築工事について質問がありました。この間木地区の側溝の改築工事、今年間木の神社のそばの側溝を改築したわけですけれども、それに続くように、また来年も行うように</p>

<p>平野委員長</p>	<p>しております。</p> <p>ちょっと予算はこの102ページではなくて、この103ページの町道舗装補修工事費（補助）5,000万円の枠の中で行うものになっておりますが、その改築を予定してございます。</p> <p>以上です。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>それでは、私からは、110ページの12節雨水排水の処理委託料についてご説明申し上げます。</p> <p>こちらは委員おっしゃるとおり臨時的な雨水が陸水を奥入瀬川に流すための排水ポンプを、仮設的に設置する際の委託料になりますけれども、お伺いの間木地区の実績については、昨年度は2回ほどありまして、8月お盆前後の台風5号到来のときと、9月の大雨対策のときと2回やっております。それぞれ2回の合計額の委託料につきまして、間木地区については188万2,000円ぐらいという形になっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>ポンプをようやく、何年がかりでしょうか、13年がかりの要望で、というのは、ここに排水がうまくいかないと間木地区の道路が冠水する。またあと、あそこに通学路もあります。通学路も冠水して通れなくなるということがありました。</p> <p>その間には、いろいろ改良してもらって、役場の後ろからの直結の排水を、奥入瀬川に直結してもらったり、または貯水池を新たに2つぐらい設けてもらったとかというのでやってきましたけれども、ただ、その念願は、やっぱり排水ポンプがあったほうがいいんじゃないかということで、つけてもらった経緯がありますので、ありがとうございました。</p> <p>ところで、職員がそれを作動するんですか。それとも自動でこれが回るものなんですか、それを聞きたいと思います。</p> <p>ちょっと待ってください。次の102ページの件について、ちょっと聞きたいと思いますが、確かに、側溝を今やる、側溝は別な箇所のようにでしたが、実はクラテモールドから流れてくる排水口が、大変沈下したり、それからまた、臭いがすごかったりというので、もう町内としても長年の要望事項でもありま</p>

	<p>す。したがって、もしできるならば、これがいつ頃に取りかけられるものなのかというのを、およそでいいですから教えていただきたいということですね。</p> <p>それから、110ページの3問目の150ページの数字ですけれども、2回で180万円からのそれがかかっているということなんで、今後は、それがなくなっていくことになると思うんです。</p> <p>そのほかに、ここ1か所だけじゃなくて、そういう雨水、内水面のそれを排水するためのところはここだけですか。別にもう何か所があるんじゃないですか。それをちょっと教えていただけますか。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>それではお答えします。</p> <p>1点目の向川原のポンプの操作について、誰が操作するのかというご質問でございました。</p>
	<p>当課といたしましては、今までと同様に建設業者に委託をして操作していただくことを想定しております。</p> <p>自動で動くものではなくて、ホースを川まで渡してポンプを作動させるということと、そのホースの見守りというんでしょうか。この見張りも必要であることから、建設会社の助けも借りて運用することを想定しております。</p> <p>それから2つ目に、間木地区のこの排水対策について、実施時期についてのご質問がございました。</p> <p>当課といたしましても、この地区の排水対策は課題として考えておりまして、来年度の予算に工事の前段階となります測量設計委託料、103ページに2,400万円ほど計上しておるんですけれども、その中で間木地区の排水対策を改善する工事のための測量設計を行う予定であります。</p> <p>したがって、工事につきましては、早く令和8年度になろうかと思いません。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>それでは、110ページの雨水排水処理委託料の間木地区以外の箇所ということですが、まず、木崎地区と木崎地区の東側に行ったフルマタ食品の辺りです。秋堂にぎりぎりになりますけれども。あとその隣の八幡町地区の、何ていう</p>

<p>平野委員長</p>	<p>んですか、陸水の排水路が奥入瀬川に渡るところと、木内々の共和コンクリートの付近の排水路ということになっております。</p> <p>もう一つは、明神川のほうに牛込平地区に1か所ということで、全部では6か所になりますけれども、それぞれ対象地区で雨の降り方とか、陸水の発生状況によって、去年はたまたま間木も含めて5か所ずつの2回出動という形になっておりまして、総額では340万円ほどになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>そうですね。揚水ポンプなんですけれども、委託、そのときだけでなく、ふだんの点検、保守的なのもしっかり委託をして、使うときにはちゃんと起動になる委託方法をしていただきたいと、そういうふうに思っていました。</p> <p>また、側溝工事については、よろしくをお願いします。</p> <p>あと、ほかの揚水についても、落ちがないようなそれでやっていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p> <p>吉村敏文委員</p>	<p>吉村委員。</p> <p>私は1点、104ページ、8款の土木費、3項の都市計画について質問いたします。</p> <p>午前中の質問でもそうだったんですが、土地の見直し、都市計画の見直しなんだと思うんですが、あと2年、5年に1回、これができてくるというふうに認識しております。</p> <p>これで、先ほど午前中も言ったように、土地の見直しというのは、必ず町全体のことを考えていったときに、やはりこの土地の見直しが絶対必要だろうというふうに思っております。</p> <p>それで、合併時のときに、一応総務省かな、なったときに、一応、当町でも人口減というふうに示されていたと思うんですが、今のところは幸いに人口減になってないと、維持できているんじゃないかなというふうに、その当時の推計とちよっと違うなというふうに思っていたんですが、この間の説明の中で、これから人口減に向かうんだという説明を受けた気がいたします。</p> <p>当町においても、この人口減にならないために、やっぱりこの土地規制そのものは、やっぱりどうしても避けて通れないのかなというふうに思いますので、こ</p>

<p>平野委員長</p>	<p>の都市計画に関連して人口減を防止するために、この都市計画、農地法も含めてどのような考えで推し進めていくのか、将来を見据えてどのような形で進んでいくのか、説明をお願いします。</p>
<p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、今、吉村委員から人口の話が出ましたので、まず、私から簡単に人口の話をして、政策推進課としてちょっと考えていることを少し申し述べたいなというふうに思っております。</p> <p>今の先般説明した人口ビジョンは、社人研基礎データを基にして参考に作成しております。町の人口ビジョンで設定した人口でございますけれども、令和7年から減少するというふうに見込んでおりましたけれども、結果、今現在横ばいがあります。平成10年の2万2,840人から平成15年の2万4,259人と人口が増えました。その後、約20年間、令和5年まで2万4,000人をキープしておりまして、現在それは横ばいということでございます。</p> <p>それで、先般の全協等で説明したとおり、今後、人口が、青森県も国も減っていくということで、当町も当然減るということで、その中で減らないようにということで総合戦略を策定しているところでございます。これが、これまでの人口の推移的なものと、今の人口ビジョン、戦略の考え方でございます。</p> <p>それと、先ほど農水課の分野になるんですけども、農業振興地域の話が先ほど6款で出ております。ここの部分については、先ほども農水課長が説明したとおり、農地転用の制限とか、建築物の制限、農地の保全ということで制限されているということは、一般的なものでございますけれども、人口の関係から、農業振興地域の設定によって、農村地域の人口流出を防ぎ、地域に定住する人々が増える可能性も実はあると。</p> <p>しかし、若い世代が農業に従事する機会を与えるとか、農業振興によって地域経済が活性化して、雇用が創出される。それで地域の全体の人口増加とか、定住促進が図られるということでございます。が、しかし、一方で現状からは、農業従事者の高齢化が進んでいることと、若い世代の農業離れが問題化となっていて、これによって地域の人口増につながっている側面があるというふうに考えております。</p> <p>人口に関わることとして、若者や新規の就農者を地域に引きつけるための施策として、農業技術の研修とか、経済支援などが考えられますが、可能であれば、農地の保全と農業の持続的発展を目的とする農業振興地域での用途変更の規制の緩和とか、農山漁村の未利用資源の活用、要は土地でございますけれども、農</p>

<p>平野委員長</p>	<p>業振興地域の見直しといった大変困難なことでありますけれども、地域人口の減少と地域活性化に大きく影響を及ぼす可能性があるなというふうに考えております。</p> <p>それで、人口減、人口が減少しますと農業労働者が不足するとか、人口が増えると住宅地や商業地の拡張が必要となって、農業振興地域に対する開発の圧力が深まるとか、増えるとかということがありますけれども、いずれにいたしましても、都市計画と農業振興のバランスを取ることが重要であって、人口動態や経済的要因を考慮しながら、今後考えていくべきだろうというふうに思っておりますので、答えになっているかどうか分かりませんが、人口の維持には都市計画の見直しも必要だろうということで政策推進課として考えておりますので、一応答弁とさせていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>次の都市計画の見直しについて話がありました。</p> <p>おいらせ町都市計画については、皆さんご承知かと思っておりますけれども、令和3年度に決まりまして、次の計画の見直しは、令和8年度を予定しております。</p> <p>5年に1回という見直しなので、令和8年という期間が設定されているところなんですけれども、当課といたしましては、まずその計画が始まって、まだ二、三年ということで、大きな問題がまだ見つかっていないことから、また、都市計画の前にこの農地の保全という問題もございますし、大きな計画の見直し、大幅な計画の見直しにはならないのかなというふうには、現時点では考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>吉村委員。</p>
<p>吉村敏文委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、地域整備課長も申しましたけれども、大きな問題はないと、変更はないということなんです、私はずっと考えていたときに、流れを見ていったときには、その現象が出てきてからじゃもう遅いんですよ。ですから、私は今この都市計画の5年に1回の見直しというのも含めて、今現状は問題になっているからそうだとはいかないで、なろうということがあれば、先取って、もう行動を起こしていかなきゃなんないんじゃないかなと。何かあってから対策を講じていけば、</p>

	<p>もう私は遅いと思います。</p> <p>私は、やっぱり15年、20年、おいらせ町のことを考えたときには、やはり先を見据えたものでの見直しなり、土地の見直しなり、都市計画の見直しなりをしていくべきだと私は思います。何か問題が起きてからでは、私は遅いと思います。</p> <p>ですから、私は何回も言っているように、やはりおいらせ町の未来というか、そういう先々のことを、これは守ることを考えたときに、おいらせ町が発展して衰退しない状態に持っていくためには、やはり、先を見据えての行動は、私は必要だと思います。</p> <p>今、何の問題があったから遅いというんじゃなくて、やっぱり目標があって、それに向かってのいろいろなことを、事方を進めていって、問題があったら直していくとかやって、解決していくのはいいけれども、やはり大きな目標を持って私は、都市計画なり、土地の見直しなりは、やっぱりやっていくべきだと思います。</p> <p>今、当町では人口減になっていないというのは、私は個人的な考えだと、北部地域があるからですよ。北部地域がなぜああいうふうになるかという、土地規制がないからですよ。今のあっちもだんだん今建ってきました。では次どこへ目を向けていくかといえば、今まで目を向けなかった農村地域じゃないですか。</p> <p>やはりそれには難しい、農振法があって難しいというのは分かります。だけど、将来を見据えたときには、それもやっぱり見直すという方向の中で、今から考えていかなきゃなんないんじゃないかなと私は思うんですが、そのことについてはどうでしょうか。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>この町の都市計画についてでございます。もちろんこの計画の主体は町なのでございますけれども、国の方針あるいは県の方針と整合性が取られるように、計画は策定されております。</p> <p>吉村委員のこの強烈な課題意識というのは、ひしひしと伝わってくるものなんですけれども、この日本全体の人口がこの減少する過程、時代においてこの用途地域を急に拡大するとかというのは、非常に難しいということを伺っております。</p> <p>したがって、そういったことも含めて、大きく変更することは現時点では難しいのかなというふうに考えていることであります。</p>

<p>平野委員長</p>	<p>もちろん具体的な案の着手に、まだ着手しているわけではございませんので、今おっしゃいましたこの吉村委員の見方もあるなということ踏まえて、作業に着手していきたいなというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>吉村委員。</p>
<p>吉村敏文委員</p>	<p>3回目、最後なんで。今、課長から説明を受けましたけれども、十分それは分かった上で、私はもう質問しております。分からないわけじゃない。だけど、それだったら全然変更というか、未来が開けない、町として、おいらせ町として、じゃ未来が開けていけないんじゃないかなというふうに私は思っております。</p> <p>確かに、私が今言ったやつは難しいのは分かっています。ただ、方向とすればそちらの方向で考えていくべきじゃないかなというふうに私は思うわけですが、いや、ここで申し訳ないけれども、町長は私のこの考えについては、何か変なところはありますか。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>町長。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>それこそ答えになるか、ならないか、本当は一般質問をしてくだされば、よく調べて答弁できたんですけども、今突然ここで、個別の、本当からいけば予算が、予定外の質問でありますけれども。</p> <p>私は、令和3年の9月1日から都市計画を見直した、10年かかって見直した当事者でありまして、よく担当課、あるいは県・国とも相談しながらやって、今、家を建てる、あるいは企業誘致するという部分で、これ以上必要ないんじゃないかなという部分を拡幅したつもりでありまして、見直しもしましたし、それを今、吉村委員がどういうところを、どういうことのために、どの地区を見直ししろということか、町全部をもう一回改めてやるというのであれば、もっと10年、20年、私はかかると思っています。</p> <p>ですから、どの部分をどの辺に使うために見直しすればいいのか、あるいは要望するのかを、具体的に担当課長、あるいは担当課に相談して、それから話合いに応じたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>佐々木委員。</p>

佐々木 勝委員	<p>私からは土木費なんですけれども、105ページ、説明書は159ページ、委託料の中で、公園施設長寿命化計画策定調査業務委託料、こんな説明書では、公園施設、下田公園、いちょう公園、海浜公園の長寿命化計画ということになっています。</p> <p>これは長寿命化計画ってどういう見直しというか、調査をするのか。現在は3,300万円の委託料を払って、現在そこのいちょう公園、下田公園、そういったものの整備はどうなっているのかと、今後どういうふうにしていきたいのかというのと、もう一点、その下の27節じゃなくて、15節なんですけど、公園等補修材料購入費で2万7,000円って何をかうんですか。</p> <p>今、物価高で2万7,000円の工事費、保守工事で公園を直せる金額じゃないと思うんですが、その2点をお伺いします。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>1点目のご質問にお答えします。</p> <p>1点目の質問は、8款3項3目公園管理費、105ページの委託料、公園施設長寿命化計画策定業務委託料に関連してのご質問だったと思います。</p> <p>このたびのこの長寿命化計画の対象となる公園施設についての話でございますけれども、こちらには、今まで老朽化した遊具については撤去する方向で来たんですけれども、これを続けるわけにも、さすがにいかないだろうと。大型遊具については更新するのか、それとも補修をすれば長くもつのかといった老朽度調査であるとか、その他公園については、そのほか照明等の構築物もございます。それらも更新しなきゃいけないのか、それとも部分的に改修すれば、長い目で見て最小限の費用で長く使えるようになるのかといったことを目的として、老朽度などの調査を行うことを目的としております。</p> <p>それから、2つ目の15節原材料費の公園等補修材料購入費2万7,000円についてでございます。</p> <p>こちらについては金額も少ないんですけども、内容としましては、公園の植栽、ボランティアでこの植栽とかしてくださる方がいらっしゃるんですけども、その方と協力して、作業を行う際に必要となる黒土をかうための予算として、毎年このくらいの金額を確保しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	佐々木委員。

<p>佐々木 勝委員</p>	<p>分かりました。というか、公園の長寿命化の電気系統も、私も歩いていて電気が消えていますよという話は何回か、課にも相談はしてきました。直ってもまた切れるんですよ。というのはやっぱり中途半端に終わっていると。全部調べていないということと、あと、いちょう公園の北側、去年は草刈りを1回やったのか、2回やったのかな。たしか私の記憶では1回しかやっていないなと思っています。</p> <p>奥の池の側に、桜の木の植樹の記念樹というのは何だっけ、石碑があるんですね。ただ、桜の木をもらっても、立てたりしても全然草刈りになっていないと、周りがですね。それで不法投棄もあるというので、私のところに相談しに来た方もいます。写真を撮ってきた方もいます。</p> <p>何で、向こうは草刈りとかしてくれないのって、草刈りしたりしていないから不法投棄が起きるんだというので、その方々は草刈りを、草を取ったりやりましたので、今年は向こうもやってほしいのと、やっぱり3,300万円は、いちょう公園だけじゃないと思うんですが、かけるのであれば、一気に見直したほうが、逆に早いのではないかなと私は思うんですね。</p> <p>おかげさまでトイレも造っていただきましたので、これからもっと快適に、いちょう公園に桜を見に来る方も多と思うので、その辺、一つ一つ解決して早めにいい方向でいってほしいと思うのと、あと、春に公園の一斉清掃をやりませよね。</p> <p>商工会、商工観光課とか一緒に、ほかの人たちが集まったときに、これってただ歩いて、今ごみってそんな、その当時は、春早々は落ちていないんですね。</p> <p>今、台風で去年台風が来たときに、木が結構折れていました。</p> <p>そっちの片づけもやりました。ただ、これ半日で終わるわけじゃないんです。ただ1時間、2時間で終わる作業ではなかったんですよ。これは半日かけて、弁当を出してみんなやったほうが早くないかという話もしている方がいました。それだけやっぱりみんな気になっているんですよね。</p> <p>ただ、集まってやったよという格好だけで終わっているのが状況じゃないかなと思います。</p> <p>ただ、詳しく話を聞くと、これはもっとみんなでやろうと言って話をしていますので、見直しをして公園全体がきれいになるよということをやってほしいなと思いますのと、だから、何が言いたいかという、もう少し北の公園も課長に見ていただいて、近いんですから、整備、手が必要だなと思うと思うので、ぜひお願いしたいなと。お願いして終わります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>小向委員。</p>

<p>小向幸祐委員</p>	<p>2点ほど、ちょっと確認です。</p> <p>103ページ、8款土木費、2項の2目18節、ちょこちょこ聞くことがあるんですが、よく問合せがある分野として、私道整備補助金ですね。去年というか、今年度の実績と件数、あとは使用金額等を教えてください。</p> <p>もう一つが109ページ、9款消防費、1項2目17節備品購入費の機械器具費、消防ポンプ自動車4、534万7,000円、下田5分団の水槽付と聞いておりますが、前回の百石4分団と比べると、半額程度ということで、この内容、仕様をちょっとお知らせください。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>ご質問ございました8款2項2目道路橋梁新設改良費の18節私道整備補助金、この800万円を当初予算で計上しているものの今年度の実績ということでの質問だったでしょうか。</p> <p>すみません、ちょっと金額がこちらに持ってきていなかったものですから、金額についてはお答えをちょっとできないんですけども、箇所につきましては、この鶴久保山地区で、たしか2件、それから青葉か、緑ヶ丘だったか、ちょっとこれも資料を持ってきていないんですけども、そちらが1件ということで、たしか3件あったというふうに記憶しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>小向委員にお答えします。</p> <p>109ページの消防機械器具費(消防ポンプ自動車)の購入内容、議員おっしゃるとおり、下田5分団のポンプ車なんですけれども、現在通常のCD1タイプといわれる、多分分かるか、分からないかはあれですけども、その更新に当たって、下田地区の北部地区の課題でありましたポンプ車を日頃から導入したいなという構想の下で、5分団の更新に合わせて掛け合いしたところ、免許書類が変わらないのであれば、水槽付でもいいと。</p> <p>ただし、通常配備している2トンであれば、ちょっと扱いづらいということで、見積りを取っている中で、全国事例の中で、1トンベースで1,000リットルのベースでCD1に取り付けられるタイプが新しく出ているよという情報を聞き入れまして、その見積りを取りましたところ、通常のCD1タイプに700万</p>

	<p>円ぐらい足すと、1トンのタンクがつけられるということでありましたので、それを5分団と掛け合いまして、水槽付であるけれども、導入したいので、何とか引き受けてくれないかということで話し合いをして、消防団の幹部ともお話をし、導入に至るということで、1トン車の導入ということになります。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	小向委員。
小向幸祐委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>私道の話に関しては、後で課にちょっと聞きに伺います。</p> <p>消防ポンプのほうですね、下田5分団、北部木ノ下地区、住宅街も結構あるところなので、従来、今回配備される百石4、百石1の大型よりは小ぶりで中に入っていたりできるものだと思いますので、こういう方向はいいかと、いいと思いますので、うまいこと調整してもらって。ただ、下田5分団の陣容とか、出動人員の確保、広いだけになかなか確保が意外と難しいという話も聞いております。</p> <p>そこを、この設置に合わせて、更新に合わせて確保してもらおうよう努力してもらえればと思います。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	西館委員。
西館芳信委員	<p>1点だけお願いいたします。</p> <p>110ページの一番下です。使用料及び賃借料ということで、津波のカメラ、監視カメラということで、この議会では、今までにないくらいカメラということについて話が出ました。</p> <p>私も小さい頃から非常にやじ馬根性が旺盛で、いまだに世界の衝撃映像とかなんていうテレビをよく見まして、こんなに世の中にカメラがたくさんあるんだなと思いつつも、あれ、そうすると自分の周りにはカメラがあるのかなのかと考えた場合、1個もあるところを知らないんですよ。</p> <p>でも、恐らくカメラの設置ということについては、民有地にあっては公共の福祉を害するとか、あるいは個人情報の保護、そういうのに抵触しない限り設置というのは自由で、やたら恐らくあるかと思えます。</p> <p>でも、公の目的でもって設置する、例えば県だとか、国だとか、そういうところに仮に設置したとなつて、町も同様ですけれども、ただ町の場合、今までここにカメラを設置するというのは、ここ以外にはあまり記憶ないなというふうに思</p>

	<p>います。</p> <p>町が果たして、そういうカメラのどこどこというんじゃないんだけど、その事実、把握しているのもあるよということ、あるいは、いやそういうことはもう一切関わりないんだと。町は一切そういうことは存じませんよということであるのか、今現在のカメラの設置事情というか、公が、町が管理する部分があるかどうか、そこをちょっと聞かせてほしいと思います。</p>
平野委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>すみません、聞いていることの答えになるか分からないんですけど、この津波監視カメラのところの予算でということなんで、津波監視カメラはご存じのとおり、明神山の対岸の改良区さんの、東部改良区さんの土地のところに、現在津波監視カメラがついて、その遠隔ということで、役場にモニター等操作板を装備して監視はしているんですけど、それ以外の監視活動をするという内容で、カメラを設置しているというのは、屋外では町内ではあまり聞いていないなという認識でございますが、そのお答えでよろしいでしょうか。</p>
平野委員長	西館委員。
西館芳信委員	<p>いや、関連質問ですよ、私の。言い方も悪くて申し訳なかったんですけど、結論は、町がその設置を国とか県がしているんだよというのがあって、それを把握しているかどうかと。何もそういうのは把握していないよと言えば、それでいいですし、これから、例えば、もう一つ飛んで考えるのであれば、町がそういうところにカメラがあったほうがいいなというふうに、国の場合でも、例えば交通の要衝であっても、それから、ここは防犯上、カメラもあったほうがいいんじゃないか、個人個人ではこういうところは設置できないだろうから、町が少しカメラを設置してあげたほうが、したほうがいいのではないだろうか、そういうことは考えたことも、これからの計画にもないということと2つ、今まではともかく、設置されたのを把握しているかどうか、していないということと、町がそういうことを考えたことがあるかどうか、そこを2つお願いします。</p>
平野委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>お答えします。</p> <p>県・国が設置しているのは把握しているかという部分については、奥入瀬川と</p>

	<p>明神川に水位の監視カメラがついているのは、2か所、3か所かな、奥入瀬川で2か所、川口と六戸境に1か所、たしかあったのかなど。明神川は消防署の前の橋のところに、たしか監視カメラが1台あるというのは伺っております、把握はしております。</p> <p>ただ、それ以外で、例えば交通状況を見るとか、防犯活動をするための監視カメラ的な部分については、情報は聞いたことがないですし、町からも要望はした経緯はないかと思うんですけれども、全国的には中央部、都市部ではついているというのは聞き及んでいますけれども、どこについているとかという情報も、町内にあるというの、警察関係や消防関係を含めてなかったなと思っています。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	小笠原委員。
小笠原伸也委員	<p>109ページ、9款1項消防費の3番災害対策費、この中に防災会議云々とかがあって、防災の予算的なものがいっぱい出てくるんですが、防災という観点で、つい最近、東奥日報の記事に、3月8日の土曜日の記事なんです、これが大きく、おいらせ町の記事が載ってありまして、指定避難所は対岸、増水で行けないおそれ、町内会独自で避難計画、青森県おいらせ町ということで、東奥日報に掲載された経緯があって、町内会長の写真もばっと出た、三本木町内会144世帯、災害への備えとして、町が指定する避難所に逃げるできない場合の独自の避難経路を持っていると。</p> <p>三本木町内会で独自の避難経路を持っているという内容なんですね。専門家が、防災の専門家が、地区が主体的に防災を考えていると評価し、行政と議論を深める必要性を説くとあるんですよ。</p> <p>これを読んでいくと、主担当の役場の職員の方は、何か出てくるんだけど、役場としての見解は載っていないから、この記事を読むと、いろんな捉え方があると思うんですね。</p> <p>町としては、防災マップもちゃんと作っている、避難経路もしているし、避難訓練も実施しているので、特に非というのはないんだと思うんですけど、この記事を見ると、役場はまだ会見が載っていないから、役場がどう考えているのかなど、読んだ人はそう思うんじゃないかな。</p> <p>独自に避難経路を作っていると言うんですけど、勝手に作っているのかなど。この町はどうなっているのかなど取られかねない記事にもなるかと思うんですよ。町として、これはどう考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>

平野委員長	まちづくり防災課長。
まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>防災会議の委員の報酬のところでの関連ということで、自主防災組織において、三本木町内会さんが独自で逃げ場を設定しているという記事を、私も東奥日報を拝見しておりまして、見ておりましたが、土曜日でしたので、内部の話題にはあまりならなかったんですが、自主的な部分でいくと、町内会の中でこういうことを考えて、自主的な防災訓練等を行っている中で、共助の範囲で、こういう計画を独自につくるというのは、一定の評価はされるのかなとは思いますが、町としては、やはり指定避難場所、避難所を指定していますので、できればそこに逃げてほしいと。そうすれば一体的な支援もできるし、いろんな情報提供や食材の提供などもできるということかなとは思いますが、なぜ町にあまり相談がなくして作っている自主的なものなので、任意といえば任意なんですけれども、一定の評価をしつつも、やはり町の計画には一定程度従って、避難活動してほしいなという思いでもあります。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	小笠原委員。
小笠原伸也委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>それで、三本木の町内会長、馬場さん。これは新聞にも大きく報道されてあるんですが、住民144世帯あって、半分以上の住民が、何か避難、下田中学校が町で指定の避難場所だと言うんだけど、半分以上が避難できないとしゃべっているというんですよ。</p> <p>奥入瀬川が1本あるために、橋を越えて三本木地区から橋を越えて下田中に来る途中、何か水没しそうな道路もあるよということで、住民の方は、もう命がかかった、緊急性があるときは、もう車でいいから五戸の近くの山、そこを駐車場も何か五、六台あるからそっちで、どうしても緊急性が高いときは、そっちでいいんじゃないかなということのようです。</p> <p>下田中までは30分、30分以上かかるということもおっしゃっていて、その町内会長さん、馬場さんという方は、町の意向に沿いますよと。もちろん下田中が避難場所だというふうにおっしゃっているんですが、どうしても高齢化云々で避難できない場合は緊急の判断でどうする、逃げるしかないということもあるんですが、この新聞記事は大きいだけに、東奥日報はふだんこんなに大きく出すことないんですよ、おいらせ町の記事をね。</p>

	<p>かなり大きかったんで、これを読むと、ああ、じゃ、うちほの町内会もこれは何か考えなきゃいけないとかね、あっちこっちから出たら町としてどういうふうにするのかと。何かコメントなり、何かこう役場から発信することはありませんか。</p>
平野委員長	<p>小笠原委員、要点のみで質問をよろしくお願いします。 まちづくり防災課長。</p>
まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>特に相談もありませんでしたので、町から発信する予定はありません。</p>
平野委員長 (委員席)	<p>あと質問ございませんか。</p>
平野委員長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、第8款から第9款までの質疑を終わります。 暫時休憩いたします。14時35分まで休憩いたします。</p>
平野委員長	<p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時25分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
平野委員長	<p style="text-align: right;">(再開 午後 2時35分)</p> <p>定例会閉会時間が差し迫っておりますので、質疑は簡潔明瞭をお願いいたします。</p>
平野委員長	<p>次に、第10款教育費から第13款予備費までの質疑を受けます。 説明書112ページから134ページです。 質疑ございませんか。 檜山委員。</p>
檜山 忠委員	<p>129ページ、10款教育費、5項保健体育費で区分18負担金、補助及び交付金の中に、国スポ・障スポおいらせ町実行委員会負担金100万円が計上されていますが、何の負担金ですか、教えていただけますか。</p>
平野委員長	<p>社会教育・体育課長。</p>
社会教育・体育課長	<p>それでは、ご質問にお答えします。</p>

<p>(三村俊介君)</p>	<p>129ページの、こちらの国スポ・障スポおいらせ町実行委員会負担金100万円ですよろしいですね。</p> <p>そちらにつきましてお答えします。</p> <p>まず、こちらにつきましては、実行委員会、国スポ・障スポが令和8年度、青森県で開催するに当たりまして、おいらせ町で実行委員会を組織しております。実行委員会につきましては、令和5年度に設立しまして、今年度、来年度で令和8年度まで継続される予定となっております。</p> <p>この100万円につきましては、来年度の実行委員会の負担金となっております。そちらの内容ですけれども、100万円の内訳ですが、これは概算で積算したものですけれども、まず実行委員会の会議費ですとか、あと広報啓発費ということで、国スポに向けて例えば啓発、広報のためのグッズの作成費、あとは県への負担金と、あと開催協議の業務委託料、これは前年度に行うものに対してですけれども、そういった来年度実施する事業についての国スポの実行委員会の負担金を措置しております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>分かりましたが、来年度の第80回国スポの関係の競技スポーツについては、町・県・国、各団体から資金援助等を受けることができますが、ただ、後発のニュースポーツ関係に関しては、援助は皆無です。大会はやって盛り上げて下さいというものの、そのお金は自分たちで調達して、自分たちでやりなさいということになっています、現実には。</p> <p>そこで、幾らかでも町の対応的なそれはないものかどうか、それをちょっと伺っておきます。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>それではお答えします。</p> <p>委員の今ご質問の中にありました競技スポーツ以外の競技への、競技といいますか、スポーツへの補助という点についてお答えします。</p> <p>まず、議員のお話のとおり、そちらの経費につきましては、基本的にその団体で、団体といいますか、負担していただきたいという話で、県では話があります。</p> <p>ただ一方で、費用以外の部分、人的支援ですとか、当然運営するに当たって、いろんなスタッフとか必要になりますので、その辺につきましては、先催県もち</p>

	<p>よっと調べましたけれども、開催、その市町村で支援するという事は行っている状況であります。</p> <p>今回も、当町では軟式野球は正式競技になるんですけども、それ以外にもデモンストレーションスポーツですとか、オープン競技とか様々あります。様々その競技によって、いろいろやり方は違っておまして、県がやるものですか、団体がやるもの、様々ありますので、いろいろ要綱等だんだんにできてきています。</p> <p>それを見ながら、町としても必要があれば、金銭面は難しいかもしれませんが、人的支援とか、そういったものは今後考えていかなければならないのかなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	それについてはどうですか。そちらに相談に行けば、それなりに相談に乗ってくれるというふうに考えておけばいいですか。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	相談にお越しいただければ、こちらでいろいろ県とも協議しながら対応していきたいと思っております。
平野委員長	佐々木委員。
佐々木 勝委員	私から1点だけ、124ページの公民館費の14節に、北公民館東公民館照明器具等改修工事費でありますんですが、そのほかの町内会で管理している公民館とかコミュニティセンターとかの照明、中の照明というのはLED化の計画というのがあるかどうか。もしあるのであれば、いつ頃なのか、お聞きしたいんですが。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>お答えします。</p> <p>コミュニティセンターとかになれば、当課ではないんですけども、こちらの当課の北公民館とか、東公民館もそうですけれども、照明のLED化というのは、</p>

<p>平野委員長</p>	<p>町の長寿命化計画とか、そういった計画に基づいて実施しております。</p> <p>このたびの照明器具も、その計画に基づいたものになりますので、例えばコミュニティセンターとか、そういったものであれば、またそちらの方針にのっとつての実施なりになるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>財政管財課長 (田中淳也君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>公共施設管理計画を担当していますので、回答したいと思います。</p> <p>今回、当初予算に北公民館、東公民館の照明器具等を設置しているのはLED化するんですが、使用者が多い、たくさん使用されているのを中心に、今、来年度予定をしております。そのほかのコミュニティセンターとか、使用頻度が低いところは、今後、事業費等を見ながら、あと蛍光灯がなくなる時期もありますので、どういうふうにしていくか、これから検討しながら進めていくということにしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>佐々木委員。</p>
<p>佐々木 勝委員</p>	<p>結構、蛍光灯が古くて、その都度たしか蛍光灯関係は町内会で交換するという事になって、管理している町内会で管の交換ということになっていると思うので、結構頻繁に壊れているというか、消えてくる、つかない器具が出てきていますので、早めに、これを変えていけば、電気代もさることながら、場所によっては結構使っているところがありますので、頻度もさることながら、早めにきちんと優先順を決めてやっていただきたいので、頭の中に置いておられるんですけど、できるところからやってほしいなと思ひまして要望として終わります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>澤上委員。</p>
<p>澤上 訓委員</p>	<p>国スポの関係でちょっと質問したいと思います。</p> <p>131ページ、工事請負費かな。下田公園野球場クレイ舗装等改修工事費ですか。これは、国スポに関連してやる工事なのかどうなのか。</p> <p>それからもう一つは、野球場内、例えば黒土を交換するとか、そういった、一応野球場内のそういう国スポに向けた工事なんかは、もう全て完了しているのかどうか、お伺いします。</p>

平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それでは、お答えします。</p> <p>まず、質問は2点いただきました。</p> <p>まず、こちらの下田公園野球場のクレイ舗装等改修工事費ですけれども、議員のおっしゃるとおり、国スポが開催されるのに合わせて、下田公園の野球場、これまでも安全対策とかを実施してきましたけれども、来年度は、例えばグラウンドのクレイ舗装といいまして、土の入替え、内野、マウンドも含めまして、それを正式用に対応できるものに入れ替えるという内容ですとか、あと、ファウルラインの人工芝の敷設ですとか、あと塗装の工事ですとか、あとは観覧席の防水工事とか、そういったものを行うといった内容で、さっきお話しした土の入替えも含まれております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	澤上委員。
澤上 訓委員	そうすれば、野球場内の土の交換とか、そういうものは全然考えていないという事でいいですか。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>お答えします。</p> <p>野球場内の内野の土の入替え、クレイ舗装というのは、土の入替えのことになりますので、それを行う工事になります。</p>
平野委員長	澤上委員。
澤上 訓委員	外野の芝生のセンターだったかな、何か引っ込んでいる、ちょっと沈んだ感じのところが目についたんですけれども、あれは土か何かをやるのか、そういう予定があるのかどうかというのがお聞きしたいなど。
平野委員長	社会教育・体育課長。
社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それでは、お答えします。</p> <p>この工事を実施するに当たりまして、昨年、我々で現地視察して、今回どの工</p>

<p>平野委員長</p>	<p>事が必要かというのを決定しております。その中に、先ほどお話のあった外野の穴が空いている場所、そちらも修繕しなきゃならないなということで、今回この工事の中で行うということで進めていきたいと思っております。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>川口委員。</p> <p>112ページの2目区分1の区分が、いじめ防止対策審議会委員報酬でお聞きしたいんですけども、ちょっと関連する質問でちょっと質問をしたい内容のちょっと目が、節がちょっと見つけられなくて、ちょっと関連させてもらいますが、分かる範囲でよろしいですが、今、小中学校で、例えばいじめ等の理由によって不登校とか、そういった人数がどれほどいらっしゃるのかと。それが昨年度に比べてどうなのか、その辺を教えてください。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>学務課長。</p>
<p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>すみません、私は今日手元に持ってきているのが、12月末の今年度の調査結果の経緯になりますけれども、一応いじめだけではなくて不登校、30日以上の不登校児童生徒数ということで、小学校で22名、中学校で49名という形の人数になっております。やはり年々増加傾向にある状況になっております。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>川口委員。</p>
<p>川口弘治委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>この例えば不登校になった場合に、教育委員会で、例えばいろいろな指導、サポートシステムがございますが、その中で、カウンセリングを受けてください。それは、例えば個人であったら医師のカウンセリングとか、そういうご指導をいただく場合もあると思います。</p> <p>そういった事例、例えば病院に行ってください、カウンセリングを受けてくださいねと言ってまた受けている方、そういった方もやっぱり年々増えているのか。これは、またとんでもなくちょっと関連してお答えできる範囲でよろしいですけれども、この教育関係、そういった全国で物すごくやっぱり増えているというのが現状だそうで、当町もそうみたいですから、最悪は、自殺者が物すごく増えているんだそうです。</p> <p>子供の救済とか小学生とか、そういったケアが国の施策の中で、また予算措置等も含めて、こども家庭庁なるものが新調されて、予算ベースで7兆円とか云々</p>

<p>平野委員長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>とかというふうに伺っているんですが、あとはいろんな、その他文科省も含めて、そういう現状に対しての措置、予算措置も含めて学校指導、そういったものももしあったら、分かる範囲で教えてください。</p> <p>教育長。</p> <p>今のご質問にお答えいたします。</p> <p>不登校になった際の様々な対応の在り方ということでお話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>課長からも話がありましたように、不登校の人数は非常に増えてきております。最終的には100名近くになるものと予想されております。毎年度、そのぐらゐの人数が計上されて、学校から報告が上がってきている状況であります。</p> <p>不登校になる理由は様々あります。いじめ・いじめられる場合もありますし、あるいは学校の指導者、つまり教員との関連もありますし、あるいは家庭状況もあります。いろんな状況があるかと思ひます。</p> <p>これといったことは、なかなか判定はしにくいんですけども、いじめがもし、出現、発生した場合は、まずお願いするのは、学校あるいは学級担任を通してですが、なぜそういうことになったかという、まず状況を確認しましょうと。必要があれば、それなりの対応をしていかなきゃなりません。</p> <p>家庭での、例えば面倒見が足りなくて、なかなか家庭生活が思うようにいかない場合は、これは児童相談所に相談をします。</p> <p>それから、いじめ・いじめられる場合は、これは当事者の親に来てもらって様々な相談をすることになります。それでも深刻な場合は、警察に情報を知らせます。警察からも呼び出しをしてもらって、様々な状況を聞いてもらう場合もあります。これは、高学年になればなるほど、そういうことが多くなっております。</p> <p>それから、自殺の話もありました。これは非常に、もしそういうことが町内で起こればとんでもない事態だと深刻に受け止めなきゃなりませんので、慎重にそういうことを観察していかなければなりません。</p> <p>やっぱり観察できるのは、学級とか学校で観察できますので、もちろん必要がある場合は、保護者への情報提供をしながら、見守っていきましょうということをお願いをします。</p> <p>学校でもそうですし、あるいは教育委員会でも相談があれば、例えば町の相談室を紹介して、保護者面談等を行うことになります。それから、子供自身も相談室による、もし来られる場合は、みなくる館に常駐している町の相談員を通して相談をします。</p>
--	--

	<p>学校から離れなくても、特に3つの中学校には、それぞれ相談員を配置しておりますので、相談の場所はそこでも確保できます。必要があれば、県が事業を行っていますけれども、スクールカウンセラーが各学校を巡回しておりますので、そういうスクールカウンセラーと面談をさせて、いろいろケアをするということもあります。</p> <p>それから、みなくる館には、県が事業を行っているスクールソーシャルワーカーというふうに呼ばれている職員もおりますので、これは家庭と学校を結ぶ役割を担っている職員ですので、この方を通して、もし仮に家庭と学校がうまくいっていない場合には、その間を取り持つ相談をすることになります。</p> <p>いろんな様々な機会を捉えて、最悪の事態は免れているように努力はしていきたいなと思っていました。</p> <p>一番重要視したいのは、地域の方々からの情報も、これは大事な情報になりますので、これらも非常に大事にしたりしながら、あらゆる考えられる方法で、子供たちを見守っていききたいなと思っているところであります。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	川口委員。
川口弘治委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>非常に丁寧にご回答いただきましてありがとうございます。関連しているのかかわらず。いや現状、現場の先生方ももちろんそうですが、親御さんも一番の子供さんが、そういう状態に増えているというこの現状を、数字云々というよりも、これは当町ばかりじゃないんです。もちろん県なんかもそれは把握してあると思いますが、何が原因だというものの追求の仕方というよりも、やっぱり、思うには、もっと大枠で見た、いろんな分析が必要ではないかなと。またそれに対してのいろんな国の支援等も不足な分、県に対しての不足な分、教育長さんから現場、現場からそういったもののちょっと踏み込んだところの、そういう意見交換となりの要望等なりの進める、従来の形、考えではなかなか、ちょっとここは視点を変えて、そういった意味で、先ほどの新しい家庭庁がどういう介入をしているのかとか、予算規模でいっても相当な予算を取ってあります。</p> <p>家庭庁と、こどもがつく、そういったことも国に対して、もっともっと深刻に考えていただきたいという、そういう声を上げていかないと、犠牲になっているのは子供だというふうに思いますので、よろしく要望いたします。お願いします。</p>
平野委員長	小向委員。

<p>小向幸祐委員</p>	<p>4点ほどお伺いします。</p> <p>さらっと言うとあれですが、115ページ、10款教育費、1項2目19節扶助費の中の要保護及び準要保護児童生徒援助費、これのおおよその内容と、今現状何人ぐらい対象者がいるかをお知らせください。</p> <p>あと、117ページ、10款教育費、2項1目学校管理費の小学校費です。13節使用料の中の情報システム等使用料648万円、次のページで、119ページの中学校費の中の13節情報システム等使用料、これの1,888万円、これはどういうシステム等の使用料、内容を簡単にというか、お知らせください。</p> <p>あと、127ページ、10款教育費、4項7目埋蔵文化財発掘調査費の12節発掘現場掘削埋戻613万円、新庁舎の関係なのか、ほかの分野なのか。この分をお知らせください。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p>
<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>それでは、私から、127ページの一番下です。発掘現場掘削埋戻業務委託料についてご説明いたします。</p> <p>こちらは、議員から新庁舎の分か、それ以外の分かというご質問がありました。こちらは新庁舎以外の毎年度いろんな開発、例えば住宅もそうですけれども、農地にしたいとか、そういった開発に対応するための埋蔵文化財の調査する前段階の掘削とか、あと終わった後の埋め戻しといった業務の委託料になります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>学務課長。</p>
<p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>それでは、私から、要保護児童、準要保護児童の就学援助費に関して、まず先にお知らせいたします。</p> <p>こちらは、要保護というのは生活保護世帯の児童生徒になります。あと準要保護の児童生徒というのは、それに準ずるという形ですので、おいらせ町にしましては、独り親家庭、または住民税非課税世帯の方々を対象としております。</p> <p>要保護の児童生徒数につきましては、来年度は7名程度人数を積算しております。また、準要保護につきましては大体200人弱、180人ほどの人数で積算しております。</p> <p>就学援助費の内容ですけれども、学用品費の分、あと、年間、小学生につきましては1万1,600円、中学生につきましては2万2,700円を年間学用品費として支給をしております。</p>

	<p>また、修学旅行費につきましては、大体小学校であれば5万円、中学校であれば10万円ほどの支給額で、それぞれの学校の実費相当額を支給しているところ です。</p> <p>また、新入学児童生徒ということで、小学校1年生、中学校1年生になる子供 に関しましては、小学校で6万8,690円、中学生で8万5,730円を支給 しているところとなっております。</p> <p>補足ですけれども、以前は給食費の補助もしておりましたけれども、現在無償 化しておりますので、そちらは、現在はしてない状況になります。</p> <p>あと、小学校、中学校における情報システム使用料の金額になりますけれども、 こちらは、実はタブレット端末のアプリの更新費になります。</p> <p>タブレット端末は令和2年の年度末に購入しまして、令和7年度で5年を迎え ます。</p> <p>アプリの契約期間が5年間でしたので、おいらせ町につきましては、まだ使え る状況にありますので、更新は少し延ばす形で検討をしております、今年度1 年間分のアプリの使用料を、更新費用として上げている金額になります。</p> <p>また、中学校のところにつきましては、今年度、県の交付金を活用して、校務 用支援システム、要は学校の先生たちが子供たちを管理しながら、通信票の管理 等も含めて出席管理、いろいろなものを管理できる形のシステムを、取りあえず 令和7年度からは中学校に導入をする。令和8年度は小学校に導入するというこ とで計画をしております。</p> <p>なお、このシステムにつきましては、現在県で、共同購入で業者選定をしてい ただいておりますので、そちらに準じた形で導入する予定としております。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、第10款から第13款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で歳出の質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書から地方消費税交付金の充当に関する資料までの質疑を受 けます。</p> <p>説明書135ページから148ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>

平野委員長	なしと認め、給付費明細書から地方消費税交付金の充当に関する資料までの質疑を終わります。
(委員席)	これから討論を行います。討論はありませんか。
平野委員長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
(委員席)	お諮りします。
平野委員長	本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。
(委員席)	異議なしと認めます。
平野委員長	よって、本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することに決しました。
(委員席)	議案案36号、令和7年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算についてを審査いたします。
平野委員長	当局の説明を求めます。
町民課長	町民課長。
町民課長	それでは、議案第36号についてご説明いたします。
(松山公土君)	議案書は165ページから168ページになります。
町民課長	予算の総額は24億88万円で、前年度と比較しますと1億16万4,000円、4.4%の増となっております。
町民課長	続いて、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。
町民課長	別冊の令和7年度特別会計公営企業会計予算に関する説明書をご用意ください。
町民課長	それでは、歳出の主な内容からご説明いたします。
町民課長	16ページをご覧ください。
町民課長	2款保険給付費の主なものは、1項1目一般被保険者療養給付費が13億6,420万円で、前年度比1億690万円の増。
町民課長	次に、下段の2項1目一般被保険者高額療養費が2億1,230万円で、前年度比2,370万円の増となっております。
町民課長	18ページをご覧ください。
町民課長	3款国民健康保険事業費納付金は、1項1目一般被保険者医療費給付分が4億6,763万9,000円で、前年度比2,336万1,000円の減となって

	<p>おります。</p> <p>次に、歳入の主な内容をご説明いたします。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は4億5,413万円で、前年度比790万1,000円の増となっております。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は16億4,933万6,000円で、前年度比1億3,525万円の増となっております。</p> <p>次に、下段の5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は2億3,168万5,000円。前年度比415万3,000円の増となっております。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>5款繰入金、2項1目国民健康保険事業基金繰入金は、歳入歳出財源調整のため5,770万円を計上しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計予算に関する説明書6ページから29ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>平野委員長</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全般についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>平野委員長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>平野委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p>

<p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>次に、議案第37号、令和7年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算についてを審査いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p> <p>それでは、議案第37号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は169ページから171ページになります。</p> <p>本事業は、奨学資金の貸付けを通して、有用な人材の育成を図るために運営しているものであります。編成しました予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,756万7,000円、前年度比157万3,000円の減、率にして8.3%の減となっております。</p> <p>続いて、歳入歳出の内容についてご説明いたしますので、令和7年度特別会計公営企業会計予算に関する説明書をご用意ください。</p> <p>ページは31ページから38ページになります。</p> <p>それでは、歳出の主な内容からご説明いたしますので、36ページをご覧ください。</p> <p>1款1項1目奨学資金貸付事業費の20節奨学資金貸付金として、継続及び新規分を合わせて1,584万円。</p> <p>24節奨学基金積立金167万7,000円を計上しております。</p> <p>次に、それらを賄う歳入につきましては、ページが戻りまして34ページをご覧ください。</p> <p>3款1項1目ふるさと応援寄附金を含む一般会計繰入金に161万1,000円。</p> <p>3款2項1目奨学基金繰入金に496万2,000円。</p> <p>35ページになります。</p> <p>5款1項1目奨学資金貸付金収入に1,087万8,000円を計上しております。</p> <p>なお、当年度の貸付者は、継続17名、新規19名、合わせて36人を見込んでおります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書32ページから37ページになります。</p>

<p>(委員席) 平野委員長</p>	<p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
<p>(委員席) 平野委員長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 お諮りします。 本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席) 平野委員長</p> <p>介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することに決しました。 次に、議案第38号、令和7年度おいらせ町介護保険特別会計予算についてを審査いたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。 それでは、議案第38号についてご説明申し上げます。 議案書の172ページから176ページになります。 本案は、歳入歳出予算の総額を24億2,975万6,000円と定めるものです。前年度と比較しますと548万1,000円、0.2%の減となっております。 続いて、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。 令和7年度特別会計公営企業会計予算に関する説明書をご用意ください。 ページは39ページから72ページになります。 まず、歳出の主なものについて説明しますので、48ページをご覧ください。 1款総務費の主なものは、1項総務管理費に職員12人分の人件費等を計上しております。 次に、52ページをご覧ください。 2款保険給付費の主なものは、1項介護サービス等諸費に各介護サービスの給付見込みにより項の合計20億5,310万円を計上。前年度比540万円、0.3%の減となっております。</p>

<p>平野委員長</p> <p>(委員席)</p> <p>平野委員長</p>	<p>55ページをご覧ください。</p> <p>55ページから56ページにかけて、3款地域支援事業費は、1項介護予防生活支援サービス事業費に項の合計5,411万7,000円を計上しております。</p> <p>主な内容は、介護予防サービス費用や介護予防事業に従事する看護師等の資格を持った会計年度任用職員の人件費を計上しております。</p> <p>続きまして、歳入について説明いたしますので、42ページをご覧ください。</p> <p>1款保険料は、1項1目第1号被保険者保険料、項の合計5億1,128万4,000円を計上。前年度比936万4,000円、1.8%減となっております。</p> <p>続きまして、同じページの下段、3款国庫支出金は、1項1目介護給付費負担金に、給付見込みに対する国負担分として4億902万4,000円を計上しております。</p> <p>43ページをご覧ください。</p> <p>2項国庫補助金は、項の合計8,619万3,000円を計上し、内容としては調整交付金及び地域支援事業費事業交付金等を計上しております。</p> <p>同じページの一番下段をご覧ください。</p> <p>4款支払基金交付金は、1項支払基金交付金に、給付見込みに対する支払基金負担分として、項の合計6億1,707万4,000円を計上しております。</p> <p>44ページをご覧ください。</p> <p>5款県支出金は、1項1目介護給付費負担金に、給付見込みに対する県負担分として3億1,341万1,000円計上しております。</p> <p>45ページをご覧ください。</p> <p>7款繰入金は、1項1目介護給付費繰入金に給付見込みに係る町負担分として2億7,786万円を計上。</p> <p>1項5目その他一般会計繰入金には、職員給与費等繰入金に9,068万6,000円を計上しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書40ページから71ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般についての質疑を終わります。</p>
--	--

<p>(委員席) 平野委員長</p>	<p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 お諮りします。 本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席) 平野委員長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することに決しました。 次に、議案第39号、令和7年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算についてを審査いたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。</p>
<p>町民課長 (松山公土君)</p>	<p>それでは、議案第39号についてご説明いたします。 議案書は177ページから179ページになります。 予算の総額は3億1,167万7,000円で、前年度と比較しますと1,736万9,000円、5.9%の増となっております。 続いて、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。 別冊の令和7年度特別会計公営企業会計予算に関する説明書をご用意ください。 それでは、歳出の主な内容からご説明いたします。 80ページをご覧ください。 2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は2億7,545万3,000円で、前年度比1,356万4,000円の増となっております。 81ページをご覧ください。 3款1項1目保健事業費は1,268万5,000円で、前年度比93万7,000円の増となっております。 次に、歳入の主な内容をご説明いたします。 76ページをご覧ください。 歳入の主な内容につきましては、1款後期高齢者医療保険料、1項1目普通徴収保険料は6,793万1,000円で、前年度比629万8,000円の増。 1項2目特別徴収保険料は1億1,817万1,000円で、前年度比822</p>

	<p>万3,000円の増となっております。</p> <p>78ページをご覧ください。</p> <p>5款諸収入、3項1目保健事業介護予防一体的実施事業受託料は1,654万7,000円で、前年度比106万3,000円の減となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般についての質疑を行います。</p> <p>説明書74ページから88ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>平野委員長</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全般についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>平野委員長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>平野委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>次に、議案第40号、令和7年度おいらせ町病院事業会計予算についてを審査いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p>
<p>病院事務長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は180ページから182ページになります。</p> <p>本予算の第2条、業務の予定量の年間延べ患者数では、入院を2万1,000人、外来を2万8,600人と見込み、1日平均患者数では、入院を57.5人、外来を116.7人と見込んだ結果、第3条の収益的収入及び支出の予定額を1</p>

1億3,527万2,000円としております。

第4条では、医療器械購入費の建設改良費、企業債元金償還金等の資本的支出の予定額を1億2,068万9,000円とし、収入額が支出額に対して不足する額2,309万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

第5条では、医療器械購入事業に係る起債の限度額を7,579万円に定めるものであります。

第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円に、第7条、第8条では、予算流用に関すること。

第9条では、棚卸資産の購入限度額を1億円に定めるものであります。

第10条では、700万円以上の資産の取得を定めております。

続きまして、予算の主な内容について別冊、特別会計公営企業会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

92ページをご覧ください。

収益的収入の1款1項医業収益の主な内容についてご説明申し上げます。

1目入院収益では、患者見込み数を2万1,000人、患者1人当たりの収益見込額を3万1,600円とし、予定額を6億6,348万9,000円としております。

2目外来収益では、患者見込み数を2万8,600人、患者1人当たりの収入見込額を7,000円とし、予定額を2億20万円としております。

3目その他医業収益では、健診や予防接種料等の公衆衛生活動収益を2,523万6,000円に、救急医療の確保に要する経費等の他会計負担金を5,391万5,000円にするなど、予定額を8,826万5,000円としております。

93ページから94ページをご覧ください。

2項医業外収益の主な内容についてご説明申し上げます。

2目他会計補助金では、共済追加費用の負担に要する経費や児童手当に要する経費等を3,567万2,000円に、4目他会計負担金では、高度医療に要する経費や採算地区病院に要する経費等を1億2,618万5,000円に、8目長期前受金戻入では、減価償却費に係る国庫補助金等の額を1,592万5,000円としております。

95ページから96ページをご覧ください。

収益的支出の1款1項医業費用の主な内容についてご説明申し上げます。

1目給与費では、職員等の給料及び手当、非常勤医師等の報酬、法定福利費など、予定額を7億576万7,000円としております。

2目材料費では、薬品費や診療材料費、給食材料費など予定額を1億円としております。

97ページから102ページをご覧ください。

3目経費では、光熱水費や賃借料のほか、病院運営や医療機器の維持管理等に係る委託料を1億7,832万3,000円にするなど、予定額を2億4,177万3,000円としております。

4目減価償却費では、これまで購入した機械備品等に係る減価償却費の予定額を7,541万3,000円としております。

続きまして、106ページから107ページをご覧ください。

1款資本的支出についてご説明申し上げます。

1項建設改良費では、耐用年数が超過し、修繕対応が困難となった全身用エックス線CT装置、特浴槽など機械備品購入費の予定額を7,767万9,000円としております。

2項企業債償還金では、これまでの医療器械施設整備に係る償還金の予定額を4,061万円としております。

3項投資その他の資産では、1名の修学資金貸付金の予定額を240万円としております。

ページを戻っていただきまして、105ページをご覧ください。

1款資本的収入についてご説明申し上げます。

1項企業債では、機械備品等購入費に係る企業債の予定額を7,579万円としております。

2項、他会計出資金では、これまでの医療器械、施設整備に係る償還元金など、一般会計からの出資金の予定額を2,069万9,000円としております。

4項県補助金では、医療器械、施設整備に係る県補助金の予定額を110万円としております。

当年度分損益勘定留保資金では、資本的支出額に対する資本的収入額の不足額2,309万9,000円を予定額として定めております。

続きまして、108ページから109ページの令和7年度予定キャッシュフロー計算書では、4月1日から3月31日までの資金の減少額を787万8,000円と見込み、資金期末残高を9億1,532万7,000円としております。

110ページから116ページの給与費明細書では、令和7年度の職員数を77人、給与費等の合計額を6億6,587万円としております。

117ページから119ページの令和7年度予定貸借対照表は、期末時点の債務状態を表しております。

120ページから121ページの令和6年度予定損益計算書では、1年間の経

<p>平野委員長</p>	<p>営成績を表し、当年度純利益をマイナス3,850万1,000円と見込んでおります。</p> <p>122ページから124ページの令和6年度予定貸借対照表は、期末時点の財務状態を表しております。</p> <p>125ページは会計注記表を、126ページは、令和7年度予算の主な内容を掲載しております。</p> <p>なお、本予算につきましては、今年2月14日に開催された、おいらせ病院運営審議会の下承が得られておりますことを申し添えいたします。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で審議を行います。</p> <p>説明書92ページから125ページ、議案書180ページから182ページになります。質疑ございませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>平野委員長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>平野委員長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席)</p> <p>平野委員長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>次に、議案第41号、令和7年度おいらせ町下水道事業会計予算についてを審査いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>

<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、議案第41号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は183ページから185ページになります。</p> <p>本案の第2条では、令和7年度の業務予定量について、接続戸数6,443戸、年間総排水量124万1,000立方メートルとし、主な建設改良事業として、管路建設改良事業を1億2,653万8,000円計上するものです。</p> <p>第3条では、収益的収入の予定額を8億5,563万1,000円。</p> <p>収益的支出の予定額を7億8,420万5,000円とし、営業費用中、総係費の財源に充てるため、企業債を460万円借入れいたします。</p> <p>184ページをご覧ください。</p> <p>第4条では、資本的収入の予定額を7億843万1,000円、資本的支出の予定額を8億4,474万2,000円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額については、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。</p> <p>第5条では、来年度借入れを予定している総額5億5,890万円の企業債について、目的や限度額等を定めるものです。</p> <p>第9条では、一般会計からの補助金のうち、繰り出し基準を超過する金額について1,938万3,000円を計上しております。</p> <p>第10条では、利益剰余金6,242万8,000円を、企業債償還のため減債積立金として処分する予定としております。</p> <p>次に、収入及び支出の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>令和7年度特別公営企業会計予算に関する説明書の127ページから151ページになります。</p> <p>また、146ページから148ページの資料につきましては、当初の配付資料が手違いにより差し替えとしたことについておわび申し上げます。</p> <p>それでは、説明に入ります。</p> <p>129ページをご覧ください。</p> <p>収益的収入の1款1項1目下水道使用料2億2,600万円は、前年度と同程度を見込み計上しております。</p> <p>1款2項2目他会計補助金3億227万5,000円は、下水道の維持管理に充てるため、前年度との比較で3,187万7,000円を減額し、計上しております。</p> <p>1款2項3目長期前受金戻入3億2,662万7,000円は、令和7年度減価償却費に係る財源の見合額を収益化するため、会計上の処理として計上するものです。</p> <p>130ページをご覧ください。</p> <p>収益的支出の1款1項営業費用計6億7,646万円は、下水道施設の維持管</p>
---------------------------	---

<p>平野委員長</p>	<p>理に係る経費として計上するものです。</p> <p>主な経費として、各種委託料、光熱水費、人件費、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などを計上しております。</p> <p>132ページをご覧ください。</p> <p>1款2項営業外費用計1億572万5,000円は、企業債利息、消費税及び地方消費税を計上するものです。</p> <p>133ページをご覧ください。</p> <p>資本的収入の1款1項1目企業債5億5,430万円は、資本的支出の建設改良費及び企業債償還金の財源として計上するものです。</p> <p>1款2項1目他会計補助金1億2,612万8,000円は、企業債償還金の財源として計上するものです。</p> <p>1款3項1目国庫補助金2,700万円は、下水道管渠等点検調査及びマンホール鉄蓋更新に係る財源として計上するものです。</p> <p>134ページをご覧ください。</p> <p>資本的支出の1款1項2目管渠改良費1億1,153万8,000円は、老朽化への対策として、調査費と各種更新工事を計上するものです。</p> <p>1款2項1目企業債償還金6億6,502万9,000円は、企業債の元金償還金を計上するものです。</p> <p>主な収入及び支出は以上です。</p> <p>135ページは、令和7年度のキャッシュフロー計算書を掲載しており、24万6,000円の資金増加を見込んでおります。</p> <p>136ページから141ページは、下水道担当職員に係る給与費明細書を掲載しております。</p> <p>それから、142ページから144ページは、令和7年度末時点の予定貸借対照表を、続きまして、145ページは、令和6年度の予定損益計算書。続いて、146ページから148ページは、令和6年度末時点の予定貸借対照表を掲載しております。</p> <p>最後に、149ページから151ページは、令和7年度予算に関する注記表を掲載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。</p> <p>説明書129ページから151ページ、議案書183ページから185ページ</p>
--------------	--

<p>(委員席) 平野委員長</p>	<p>になります。 質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
<p>(委員席) 平野委員長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 お諮りします。 本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
<p>(委員席) 平野委員長</p> <p>事務局次長 (木村英樹君)</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告することに決しました。 以上で、予算特別委員会に付託されました議案第35号から議案第41号までの7議案の審査は全て終了いたしました。 これで会議を閉じます。 一言お礼を申し上げます。 予算特別委員会の議案の審査と議事進行につきましては、委員各位の活発な質疑をいただき、と同時に、議事進行にご協力を賜りまして、無事に終えることができました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。 以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午後 3時38分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。</p> </p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 5 月 19 日

予算特別委員長 平野 敏彦